

那珂市子ども・子育て支援関連事業報告書

- | | |
|--------|---|
| 参考資料 1 | 那珂市小規模保育事業所設置・運営者の選定結果について |
| 参考資料 2 | 保育士確保に関する事業について |
| 参考資料 3 | 事故報告（ナザレ幼稚園・菅谷保育所） |
| 参考資料 4 | コロナ関連について（臨時休園・学校臨時休校に伴う学童対応） |
| 参考資料 5 | 令和３年度保育士等処遇改善臨時特例交付金について |
| 参考資料 6 | 給付金支給事業について
（ひとり親世帯分・その他世帯分・子育て世帯への臨時特別給付） |
| 参考資料 7 | 幼稚園教育振興計画の策定について |
| 参考資料 8 | 新規認可外保育施設について |

こども課

小規模保育事業所等設置・運営者の選定結果について

■選定委員会における審査の経緯

令和 3 年 6 月 15 日	第 1 回選定委員会 保育所等設置・運営者募集要項について
令和 3 年 11 月 24 日	第 2 回選定委員会 運営・応募者提案評価表（案）について 応募選定事業者及び選定方法等の説明・今後の日程等について
令和 3 年 12 月 12 日	第 3 回選定委員会 保育所等運営応募者プレゼンテーション 保育所等運営応募者土地及び建物についての現地視察
令和 3 年 12 月 20 日	審査結果 市長答申
令和 3 年 12 月 21 日	結果通知

■応募事業者数

小規模保育事業所 1 件

認可保育所等（分園・増築） 2 件

合計 3 件

■選定事業者

区 分	小規模保育事業	既存施設の増築
事業者名称	株式会社エクシオジャパン	学校法人大成学園
整備予定地	那珂市菅谷 2655 番 1	那珂市東木倉 960 番地 2
施設種別	小規模保育事業所 A 型	幼保連携型認定こども園
施設名称	サンライズキッズ保育園 那珂園	認定こども園 大成学園幼稚園
代表者氏名	代表取締役 佐伯 猛	理事長 額賀 修一
定 員	19 人	29 人増（保育部分）

保育士確保に関する事業について

1 保育士等人材バンク登録（令和2年10月1日事業開始）

- ・ 令和4年1月1日現在登録人数・・・1名

2 保育の職場見学ツアーin那珂

- ・ 日 時：令和3年10月7日（木） 9時30分から12時30分
- ・ 参加者：5名（定員5名）
- ・ 実施施設：市内3施設
（いきり保育園⇒ごだい保育園⇒ゆたか保育園）

- ・ 日 時：令和3年11月10日（水） 9時30分から11時30分
- ・ 参加者：5名（定員5名）
- ・ 実施施設：市内2施設
（やえナーサリー・スクール⇒瓜連認定こども園）

特定幼児教育・保育施設における事故報告

市内特定幼児教育・保育施設において発生しました事故 2 件について、以下のとおり報告いたします。

1 保育所にて、食べ物アレルギーを持つ園児に、アレルギー食材を含む給食を誤って配膳

施設名	菅谷保育所
発生日時 及び場所	令和 3 年 6 月 3 0 日 水曜日 午前 1 1 : 2 5 頃 保育室内
対象児童等	1 歳児
概 要	1 1 : 2 5 小麦粉と卵のアレルギーを持つ保育園児へ、アレルギー食材を含む給食を誤って配膳した。摂食の直後に気づき、直ぐに保護者に連絡をとった。保護者からは 1 0 分以内にアレルギー反応が現れなければ問題ないとの返答があり、保育士が園児の様子を観察した。 1 3 : 1 5 耳、おでこ、ひざ裏、背中等にじんましの症状が現れたため、保護者に再度連絡を取り、保護者が保育所へ対応薬を持参することになった。 1 3 : 4 0 保護者が対応薬を飲ませるが症状が治まらないため、救急車を要請した。 1 4 : 2 5 ドクターヘリで県立こども病院へ搬送され、処置を受けて症状は治まる。経過観察のため入院の措置がとられた。 7 月 1 日 (木) 1 5 : 3 0 退院 7 月 2 日 (金) 7 : 5 0 通常通園
原 因	食物アレルギーのある園児には、アレルギー食材を使わない対応食を別に用意し提供している。この対応食は、配膳するワゴンの見えやすい場所に置いてあるのが通例だったが、当日は見えにくい位置にあった。このため、配膳する保育士が当日はアレルギー対応食は無いものと誤認し、アレルギー反応を起こす食材の入った普通食の給食を当該園児に提供してしまった。

2 幼稚園送迎バスによる、交通事故の発生

施設名	ナザレ幼稚園
発生日時 及び場所	令和3年10月13日 水曜日 午前8:30頃 県道31号鴻巣地区
対象児童等	18名（3歳児7名、4歳児2名、5歳児7名、幼稚園教諭1名、 運転手1名）
概 要	8:30 送迎バス事故発生（乗車予定の園児をすべて乗せた後、幼稚園へ向かう途中） 8:35 幼稚園へ事故発生の連絡有。現場へ向かう。 すでに救助作業中のところに到着 市外病院① 2名 内1名おでこの腫れあり1泊入院 市外病院② 4名 内肩の脱臼1名、左眉何針か縫う怪我1名、 左足打撲1名、怪我なし1名 …救急車に主任も同乗 市外病院③ 1名 教諭 市内病院① 5名（園バスで搬送） 市内病院② 5名（消防のマイクロバスで搬送） …内4名 市外病院①へ再受診 12:42 病院搬送先決まった後、保護者へ連絡 夕方 訪問し園児の様子を確認 その後の経過 当日骨折者なしとのことだったが、後日、児童2名、 教諭1名の骨折判明、心のケアが必要な児童数名 10月14日（木）第1回保護者説明会 11月 4日（木）第2回保護者説明会 11月16日（火）カウンセリング 6名参加 12月 7日（火）カウンセリング 5名参加 12月 9日（木）事故原因を保護者へ報告（文書にて） R4. 1月 カウンセリング予定
原 因	運転手のわき見運転

コロナ関連について

○臨時休園・学校臨時休校に伴う対応について

1 臨時休園等の対応状況

施設名	対応区分	期 間
ARINKOMURA	臨時休園	7月29日（木）～7月30日（金）
ARINKOMURA	登園自粛要請	7月31日（土）～8月11日（水）
かしま台保育園	登園自粛要請	8月16日（月）～8月30日（月）

2 令和3年9月の緊急事態宣言下における公立学童保育所の対応状況

小学校対応区分	開所時間	期 間
分散登校	7:30～18:00 (19:00まで延長)	①9月1日（水）～9月3日（金） ③9月13日（月） ⑤9月21日（火）～9月24日（金）
臨時休業（リモート）	学校終了後～18:00 (19:00まで延長)	②9月6日（月）～9月10日（金） ④9月14日（火）～9月17日（金） ⑥9月27日（月）～9月30日（木）

分散登校期間につきましては、地区などで登校時間を分けての登校となったため、登校時間ではない児童につきましては、朝から学童にて預かりました。

臨時休業（リモート）期間中につきましては、リモート授業のため、Wi-Fi環境がないご家庭や、保護者が不在の家庭などの児童につきましては、日中は学校で預かり、リモート授業終了後から学童預かりの対応となりました。

3 令和3年9月の緊急事態宣言下における小中学校・市立幼稚園の対応状況

学校別	対応区分	期 間
小中学校	分散登校	①9月1日（水）～9月3日（金） ③9月13日（月） ⑤9月21日（火）～9月24日（金）
	臨時休業（リモート）	②9月6日（月）～9月10日（金） ④9月14日（火）～9月17日（金） ⑥9月27日（月）～9月30日（木）
市立幼稚園	分散登園	①9月1日（水）～9月3日（金） ③9月21日（火）～9月30日（木）
	休園	②9月6日（月）～9月17日（金）

分散登校は、小学校は地区別、中学校は班分け、市立幼稚園は就学予定の小学校校区に分けて実施しました。幼稚園では、休園中に家庭でできる体操や手遊びなどの動画を配信しました。

幼児教育・保育施設における新型コロナウイルス 感染者発生時の那珂市の対応基準の目安

発生時の対応方法について、この表の基準に基づき状況に応じて対応するものとする。

原則：休園等の要請は、当該事項が発生した単一の施設に対して行うものであり、地域の幼児教育・保育施設に波及して適用するものではない。

※判断するにあたり、保健所の指導を原則とする。

施設：保育所（園）、認定こども園、事業所内保育事業所、幼稚園、公立学童保育所

定義：陽性・陰性＝新型コロナウイルスに対して

休園＝当該保育施設の閉鎖（全児童受入「不可」。職員も出勤停止。休園期間中に当該保育施設全室の消毒を実施。）

登園自粛＝家庭での保育が可能な範囲で実施

濃厚接触＝当該施設に起因する濃厚接触と特定された者

接触者＝当該施設に起因する接触者と特定された者

感染者	状態	該当施設	その他対応	市内他施設
入所児童本人 施設職員本人	陽性	休園（濃厚接触者が特定されるまで） ※クラス別保育など、影響範囲が明らかに特定できる場合は、一部休園	市内施設へ情報提供を行う。 県へ報告。	通常保育
	濃厚接触者なし	通常保育	市内施設へ情報提供を行う。	通常保育
	濃厚接触者あり （当該施設に起因するもの。以下同じ。）	登園自粛要請（濃厚接触者の自宅待機期間と同じ期間）	市内施設へ情報提供を行う。 当該施設が運営可能か確認する。 県へ報告。	通常保育
	濃厚接触により検査後、陽性者がいた場合	保健所の指示により対応	市内施設へ情報提供を行う。 当該施設が運営可能か確認する。 県へ報告。	通常保育

- 【備考】 ・新型コロナウイルス感染症の感染者、または濃厚接触者が小学校で発生した場合で小学校が臨時休業する場合、公立学童保育所については、小学校の臨時休業単位において同様に利用不可とする。（クラス単位の場合は当該クラスの子どもが、学年単位の場合は当該学年の子どもの利用は不可。小学校全体の場合も同様。）
- ・陽性者は「陰性」となるまで、濃厚接触者は「保健所から指示があった期間」、接触者は「PCR検査で陰性結果が出るまで」お休みしていただきます。

※現在、新型コロナウイルスの新たな変異株の発生や、感染状況等から見直しを行っております。随時更新しまして、情報提供いたします。

学童保育所内新型コロナウイルス 感染症発生時の那珂市の対応基準の目安

原則： 閉所等は、市が判断する。

※判断するにあたり、保健所の指導を原則とする。

施設： 公立学童保育所

定義： 陽性・陰性＝新型コロナウイルスに対して

臨時閉所＝当該学童施設の閉鎖（全児童受入「不可」。職員も出勤停止。閉所期間中に当該保育施設全室の消毒を実施。）

利用自粛＝家庭での保育が可能な範囲で実施。ただし、職員不足により運営ができない場合は、職業を限定する場合あり。

濃厚接触＝保健所から特定された者

接触者＝保健所から特定された、濃厚接触ではないが、陽性者と接点があった者

り患者	状態	り患した児童本人	周囲の児童		施設職員 ※当該施設の対応基準により異なる場合あり		閉所判断
入所児童本人	陽性	出席停止 （医師または保健所が 登所可能と 判断するまでの期間）	濃厚接触者及び接触者 に特定された児童	出席停止 （保健所から指示され た期間）	濃厚接触者及び接触者 に特定された職員	出勤停止 （保健所から指示され た期間）	臨時閉所 （2日） ※延長もあり
			それ以外の児童	通常登所可	それ以外の職員	通常出勤可	
	濃厚接触	出席停止 （保健所から指示された期間）					

【参考】 濃厚接触者の出席停止期間は、感染した方と接触した後14日間が目安となります。

接触者の出席停止期間は、PCR検査の結果「陰性」と判定されるまでが目安となります。

濃厚接触者が多数確認された場合、一定期間登所自粛を要請します。（14日間程度）

市で閉所及び登所自粛を要請した場合、保育料は日割り計算となり、要請した期間登所しない場合は保育料を一部還付します。

※現在、新型コロナウイルスの新たな変異株の発生や、感染状況等から見直しを行っております。随時更新しまして、情報提供いたします。

保育士・幼稚園教諭、放課後児童支援員等に対する処遇改善について

1 事業概要

令和3年11月19日に閣議決定された、保育士、幼稚園教諭及び放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施することに伴い、施設等に対して補助金を交付するもの。

2 対象者

【保育士等】

保育所や幼稚園等に勤務する職員（非常勤職員や公立の職員も含む。）

【学童保育所支援員等】

放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員（非常勤職員や公立の職員も含む。）

3 交付対象施設・事業所（公立の施設・事業所含む）

- ・ 特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）
- ・ 特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
- ・ 学童保育所

4 交付要件

- ・ 令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること。

5 財源

- ・ 令和4年2月から9月の間、国庫補助金10／10
- ※令和4年10月以降については、
保育士等（国 1/2、県 1/4、市 1/4）
学童支援員等（国 1/3、県 1/3、市 1/3）

6 予算措置：補正額5,330千円（令和4年2月・3月分）

うち民間保育所等支援事業 4,894千円
学童保育事業(民間学童分) 436千円

7 スケジュール

- ・ 令和4年1月下旬 国への交付申請
- ・ 2月中旬 施設等への交付

※公立の保育所・幼稚園・学童保育所について、詳細が決まり次第必要な条例改正及び補正予算の議案を令和4年第1回定例会に上程する予定です。

子育て世帯生活支援特別給付金事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親及びその他の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

2 内容

(1) ひとり親世帯の支給対象者

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者※児童扶養手当にかかる支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

(2) その他ふたり親世帯の支給対象者

- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
- ② ①のほか、対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満（障がい児については20歳未満））の養育者であって、次のいずれかに該当する者
 - ※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象
 - ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

(3) 給付額

児童一人当たり一律5万円

3 支給実績（R4.1.26 現在）

		対 象 世 帯 数 (世帯)	対 象 児 童 数 (人)	支給総額 (円)
ひとり親世帯分	児童扶養手当受給世帯	337	503	25,150,000
	年金受給世帯	10	17	850,000
	家計急変世帯	3	5	250,000
その他世帯分	児童手当又は特別児童扶養手当受給の非課税世帯	163	278	13,900,000
	高校生のみを養育する非課税世帯	4	4	200,000
	家計急変世帯	8	13	650,000

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業（国制度）及び 子育て世帯臨時応援給付金事業（市独自制度）について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時・特別の一時金を支給する。

国では、保護者の所得が限度内（児童手当の支給対象となる範囲）の場合に支給し、市では、国の対象外となる児童を養育している世帯（保護者の所得が特例給付の支給対象となる範囲）に対し、独自で支給する。

2 内容

（1）支給対象者

下記支給対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者。

（児童手当・特例給付受給者もしくはそれに準ずる対象者）

（2）支給対象児童

①令和3年9月分の児童手当・特例給付支給対象となる児童

②令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童

③令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象となる児童（新生児）

（3）基準日

令和3年9月30日

（4）給付額

児童一人当たり10万円

3 支給実績（R4.1.26 現在）

		対象児童数（人）	支給総額（円）
国制度	中学生以下分 （児童手当受給世帯）	5,988	598,800,000
	高校生分	1,187	118,700,000
市独自制度	中学生以下分 （特例給付受給世帯）	250	25,000,000
	高校生分	108	10,800,000

那珂市幼稚園教育スマイルプラン（案）について

平成24年3月に策定した那珂市幼稚園教育振興計画の計画期間が今年度で最終年度となるため、令和4年度から10年間の計画策定に取り組んできたところですが、次期計画となる那珂市幼稚園教育スマイルプラン（案）がまとまりましたので、その内容について報告するものです。

○ 策定の体制

那珂市立幼稚園対策協議会（※）

- ・委員：8名（保健福祉部長、教育部長、市立幼稚園長、市立幼稚園PTA代表、私立幼稚園代表（ナザレ幼稚園長、認定こども園大成学園幼稚園長、瓜連認定こども園副園長））

※市立幼稚園の基本的・総合的事項に関する調査及び審議等を行う機関

○ 計画の概要

構成

- ・5章編成（プラン（案）P1目次参照）
- ・「幼稚園教育推進計画（第3章）」と「幼稚園運営方針（第4章）」の2本柱

第1章 序論

1 計画策定の背景（P2）

- （1）国・県：幼児教育が重要視される中、子ども・子育て支援法により、幼児教育施設に求められる役割が多様化
- （2）本市：統合により、ひまわり幼稚園が唯一の公立幼稚園となったことで、市内幼児教育施設の拠点としての位置づけや役割が求められている。

2 計画策定の目的（P4）

- ・ひまわり幼稚園における幼児教育推進の基本的な方針を明示
- ・将来のひまわり幼稚園の運営上の基本的な方針を提示

3 計画の位置づけ（P5）

- ・上位計画（※）との整合

※第2次那珂市総合計画、那珂市教育大綱、那珂市教育プラン等

- ・SDGs（持続可能な開発目標）の4つの視点

1 貧困、2 健康・福祉、3 教育、4 ジェンダー平等

4 計画の期間（P6）

令和4年度～令和13年度（10年間）。ただし、必要に応じて柔軟に見直し

第2章 現状と課題

1 前計画における取組（P 7）

- （1）小学校教育との連携
 - ・園児と児童、教職員同士の交流による小学校への円滑な接続
- （2）特別支援教育の充実
 - ・こども発達相談センター・教育支援センターとの連携、情報交換
- （3）教職員研修の充実
 - ・園内及び園外研修による資質向上
- （4）家庭・地域との連携
 - ・地域や保護者との交流
- （5）私立幼稚園への就園奨励
 - ・私立幼稚園の就園補助の実施
- （6）保育所との連携
 - ・保育所児と幼稚園児、保育士と幼稚園教職員の交流
- （7）幼稚園の再編
 - ・再編計画により、5園を統合しひまわり幼稚園を開園
- （8）ひまわり幼稚園における取組
 - ・特色ある4つの取組の実施
 - （保幼小連携、ALT（外国語指導助手）による英語指導、専門指導者による運動指導、給食による食育の推進）

（9）前計画及びひまわり幼稚園における取組からみる課題（P 9）

- ① 1園化による研修機会の減少と幼児教育のセンター的役割
- ② 幼児教育施設と小学校の相互理解、保幼小の連携強化
- ③ 特別支援教育における教職員の知識やスキルの習得
- ④ 地域社会の希薄化、核家族化等の進行を踏まえた保護者への支援の充実

2 統計からみる本市の状況

各種統計データより（P 10）

- ・乳幼児の減少と就業する女性の増加による幼稚園の園児数の減少
- ・特別な配慮が必要な子どもの増加

本市の状況からみる課題（P 17）

- ① 幼稚園の園児数の確保
- ② 保育需要への対応
- ③ 特別支援教育の充実

3 アンケート調査結果

※対象：市内の就学前の子どもを養育する保護者1,701人

アンケート調査結果（P18）

- ・幼稚園を希望する保護者は保育所（園）と同程度いるが、4歳になる前に入園させたい保護者は約80%
- ・ひまわり幼稚園への要望の第一は「3歳児保育」
- ・入所（園）する施設を選ぶ際に「給食」や「預かり保育」等の運営面を重視する一方、保育・教育方針や内容を重視する保護者も多い

アンケート調査結果からみる課題（P24）

- ① 3歳児保育の検討
- ② 運営面の充実の検討
- ③ 幼稚園教育の充実と幼稚園教育についての保護者理解の促進
- ④ 教職員の資質・能力の向上

第3章 幼稚園教育推進計画

1 基本理念（P25）

幼稚園教育の中で育まれた健康で人間性豊かな子ども像の実現を目指す。

《目指す姿 「未来に向かう なかっこ」》

2 基本方針（P26）

「未来に向かう なかっこ」の育成に向けた5つの基本方針
基本方針ごとにSDGsの視点を明示

基本方針1 教育内容の充実

- ・様々な遊びや体験活動、特色ある教育活動等、教育内容の充実

基本方針2 教職員の資質・能力の向上

- ・各種研修の充実による教職員の資質や専門性の向上

基本方針3 保幼小中連携の推進

- ・小学校以降の生活や学習への円滑な接続の推進

基本方針4 センターの機能の充実

- ・市内幼児教育施設のセンター的機能として、質の高い教育の提供と子育て支援の充実

基本方針5 誰もが安心して活動できる環境づくり

- ・安全・安心な環境整備と子どもの特性に合った支援の充実

3 基本施策

(1) 体系図 (P 28)

(2) 施策の展開 (P 29)

基本方針ごとの基本施策。() 内は主な具体的取組

基本方針1 教育内容の充実

基本施策① 遊びと生活の充実 (幼稚園教育要領に基づく保育展開)

基本施策② 異年齢・異世代や地域との交流 (地域への保育参観の公開)

基本施策③ 特色ある教育活動 (4つの独自教育の推進)

基本方針2 教職員の資質・能力の向上

基本施策① 園内研修の充実 (教育研究の実践)

基本施策② 園外研修の活用による専門性の向上 (リカレント研修、専門分野研修への参加)

基本施策③ 一貫教育の推進 (市小中一貫教育研修会への参加)

基本方針3 保幼小中連携の推進

基本施策① 幼児教育と小学校教育の相互理解の推進 (小学校・幼稚園相互の授業・保育参観)

基本施策② 園児の交流活動の充実 (就学先の小学校との交流)

基本施策③ 小学校以降の学びの土台づくり (遊びと学びをつなげる活動の充実)

基本方針4 センターの機能の充実

基本施策① センターの機能を生かした情報の発信 (就学に向けた市内合同説明会の開催)

基本施策② センターの機能を生かした合同研修会の実施 (研修会、情報交換会の実施)

基本施策③ 関係機関との連携 (市の関係機関との連携、情報交換、交流)

基本施策④ 子育て支援の充実 (家庭教育学級の充実)

基本方針5 誰もが安心して活動できる環境づくり

基本施策① 施設・環境の整備 (ユニバーサルデザイン、安全管理体制の整備)

基本施策② 幼小の情報交換による円滑な就学指導 (就学先小学校との情報交換会)

基本施策③ 一人一人に合った教育の充実 (特別支援の知識、スキルの習得)

基本施策④ 予測不能な時代に適応した教育機会の確保 (ICTによる教育内容の発信)

第4章 那珂市立ひまわり幼稚園運営方針

保護者のニーズと課題を踏まえ、方針ごとに具体的取組を掲示

1 適正な園児数の確保（P 36）

- ・情報発信、公開保育の実施、関連施設との連携、場の提供、施設見学会の実施

2 保護者のニーズへの対応（P 37）

- ・ニーズの把握、ニーズへの対応（3歳児保育の実施、預かり保育の拡充、給食の回数や内容の充実、送迎バスの運行）、民間の幼児教育施設との調整

3 待機児童解消のための対応（P 38）

- ・将来的な認定こども園への移行検討

第5章 計画の推進

1 推進体制（P 39）

那珂市保幼小中連携協議会（※）

- ・委員：12名（教育委員、市立幼稚園長、市立保育所長、私立幼稚園・保育園長、小中学校長、市関係機関）

※教育長の諮問に応じ、幼児期教育から小学校・中学校教育への円滑な接続に資する指導方法等を提言する機関

2 成果目標（P 39）

5つの基本方針ごとに成果目標を設定

基本方針1 教育内容の充実

成果目標	令和3年度 現状値	令和8年度 目標値	令和13 年度 目標値
「子どもが幼稚園に行くことを楽しみにしている」と回答した保護者の割合	73.3%	83.0%	93.0%

基本方針2 教職員の資質・能力の向上

成果目標	令和3年度 現状値	令和8年度 目標値	令和13 年度 目標値
外部研修に自主的に参加する教職員の割合	52.9%	100.0%	100.0%

基本方針 3 保幼小中連携の推進

成果目標	令和 3 年度 現状値	令和 8 年度 目標値	令和 1 3 年度 目標値
「10の姿を理解して教育を実践している」とした幼児教育施設と小中学校の教職員の割合	55.6%	70.0%	85.0%

基本方針 4 センターの機能の充実

成果目標	令和 3 年度 現状値	令和 8 年度 目標値	令和 1 3 年度 目標値
ひまわり幼稚園が企画した研修会において「役に立った」と回答した幼児教育施設と小中学校の教職員の割合	86.1%	89.0%	92.0%

基本方針 5 誰もが安心して活動できる環境づくり

成果目標	令和 3 年度 現状値	令和 8 年度 目標値	令和 1 3 年度 目標値
「先生は一人一人の子どもを大切にしていると思う」と回答した保護者の割合	89.5%	94.0%	98.0%

○ 今後の予定

- 令和 4 年 2 月 那珂市子ども・子育て会議へ報告
部長会議へ報告
那珂市教育委員会で議決
- 3 月 那珂市議会全員協議会へ報告
公表

那珂市幼稚園教育スマイルプラン

(案)



令和4年2月
那珂市教育委員会

目 次

第1章 序論

1	計画策定の背景	2
2	計画策定の目的	4
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	6

第2章 現状と課題

1	前計画における取組	7
2	統計からみる本市の状況	10
3	アンケート調査結果	18

第3章 幼稚園教育推進計画

1	基本理念	25
2	基本方針	26
3	基本施策	28

第4章 那珂市立ひまわり幼稚園運営方針

1	適正な園児数の確保	36
2	保護者のニーズへの対応	37
3	待機児童解消のための対応	38

第5章 計画の推進

1	推進体制	39
2	成果目標	39

資料編

第1章 序論

1 計画策定の背景

(1) 国・県の動き

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。これは平成18年「教育基本法」の改正により、幼児期の教育が明確に規定された中に掲げられた言葉です。さらに、翌平成19年に改正された「学校教育法」に幼稚園教育の目標が明記され、人間の健全な発達段階における幼児教育の重要性が明確に示されました。

しかしながら、幼児期の教育は、学校教育の分野にのみ求められるものではありません。幼稚園が「幼稚園教育要領（文部科学省）」に即したカリキュラムにより教育を施すのと同様に、保育所では「保育所保育指針（厚生労働省）」、認定こども園では「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府）」に基づき、小学校就学を迎える「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の育成のために、それぞれの施設において教育や保育を実施しています。

また、平成24年に成立した「子ども・子育て支援法」により、幼児期の教育と保育、地域の子育て支援が総合的な施策として制度化されたほか、令和元年の幼児教育・保育の無償化により女性の社会進出が後押しされて保育需要が高まる中、社会のニーズの受け皿として市内の各種幼児教育施設（※1）が、様々な役割を担っています。

幼児教育施設ばかりでなく、家庭や地域も幼児教育の重要な場です。家庭や地域の役割や教育力の必要性は、教育基本法にも明記されています。

このような中、茨城県教育委員会においては、国の「第2期教育振興基本計画（平成25年度）」を参酌して「いばらき教育プラン（平成28年度）」を策定し、幼児教育・保育の重要性を明示しました。平成29年には「茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン」を、さらに平成30年には「茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン」を策定し、就学前教育として幼児期における施設や家庭での教育を推進し、そこから義務教育への円滑な接続を果たすことで将来につながる人格形成の基礎を培うことを目指しています。

※1 幼児教育施設：幼児教育を専門的に担う施設で、幼稚園や保育所（園）、認定こども園のこと。

（２）本市を取り巻く背景

本市教育委員会においては、平成１３年度策定の「那珂町幼稚園教育振興計画」、さらに合併を経て平成２３年度に策定した「那珂市幼稚園教育振興計画」により、各時代における課題を踏まえた取組を実施してきました。

幼児教育を取り巻く課題として最も大きいものは、社会の変化による影響です。「いばらき教育プラン」でも指摘されているとおり、個人の自由を優先する風潮を背景として、個人主義的な考え方の蔓延や人間関係の希薄化等が進み、家庭や地域の教育力の低下につながっています。これにより、子どもたちの社会性や規範意識の低下、基本的な生活習慣の乱れや自主性・自立性の欠如といった課題が深刻になってきています。

もう一つ重要な背景は、少子化の進行です。前計画の期間中には市立幼稚園の閉園が段階的に進み、平成３１年４月、５園を統合した新たな幼稚園が開園しました。これは、町立・市立幼稚園の長い歴史の中でも大きな転換点です。

また、「小１プロブレム（※２）」の問題により、幼児教育から義務教育への円滑な接続が重要視されるようになりました。本市では、公立・私立、また、幼稚園・保育所を問わず市内幼児教育施設の職員が、市立小学校９校の教職員とともに合同の研修を重ね、平成２８年度に「アプローチカリキュラム（※３）」と「スタートカリキュラム（※４）」を策定しました。これは、茨城県の「保幼小接続カリキュラム」に先駆けた取組でした。

このような保幼小の連携体制は、本市独自の教育システムである「小中一貫教育」に引き継がれるべきものであることから、平成３１年４月に「那珂市保幼小中連携協議会」が設立されました。那珂市の子どもたちを義務教育に円滑につなげることを目指す中で、ひまわり幼稚園は、本市における全ての幼児教育施設の拠点としての位置づけが求められています。

以上のことを背景に、統合幼稚園として市内唯一の公立幼稚園となった「那珂市立ひまわり幼稚園」の果たすべき役割は、今後ますます重要になっていくものと考えます。幼児教育の拠点としての存在意義を明確にし、本市の幼児教育をリードしていくうえで指針となる本計画の策定は、時宜を得たものと認識しています。

※２ 小１プロブレム：小学校に入学した１年生が新しい環境に馴染めず、集団行動ができない、周りとは違う

行動をしてしまう、授業中座ってられない、先生の話を受けない、という状態が継続する問題のこと。

※３ アプローチカリキュラム：小学校教育に向かう幼児期の教育課程・保育課程。

※４ スタートカリキュラム：幼児教育との円滑な接続を意識した小学校入学時の教育課程。

2 計画策定の目的

本計画は、これまでの幼稚園における取組を踏まえ、幼児教育の施策をさらに効果的に展開できるよう、ひまわり幼稚園における幼児教育推進の基本的な方針を明らかにするものです。

また、少子化や女性活躍推進をはじめグローバル化やデジタル化など、急速に進行する社会環境の変化を背景に、多様化する保護者等関係者のニーズを踏まえながら、将来のひまわり幼稚園の在り方を明確にするため、運営上の基本的な方針を提示します。

3 計画の位置づけ

本計画は、国（文部科学省）が定める「第3期教育振興基本計画（平成30年度）」及び幼稚園教育要領のほか、茨城県における「いばらき教育プラン」及び「就学前教育・家庭教育推進ビジョン」を参酌するとともに、本市の「第2次那珂市総合計画」、「那珂市教育大綱」、「那珂市教育プラン」及び「第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画」と整合を図ります。また、計画の策定に当たっては、「持続可能な開発目標（SDGs）（※5）」の視点を踏まえます。

【開発目標 1 貧困をなくそう】

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



【開発目標 3 すべての人に健康と福祉を】

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



【開発目標 4 質の高い教育をみんなに】

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



【開発目標 5 ジェンダー平等を実現しよう】

ジェンダー平等を達成し、誰もが平等に能力を発揮できるようにする



※5 持続可能な開発目標（SDGs）：先進国を含む国際社会全体の開発目標で、2015年9月に国連で採択された。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組む。

本市でも、国が定めたSDGs実施指針における地方自治体の役割に基づき、SDGsを推進し、各課の事業においてもSDGsを位置づけるなど、積極的に推進することとしている。

4 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

なお、社会情勢や幼児教育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて柔軟に見直しを行います。

第2章 現状と課題

1 前計画における取組

「那珂市幼稚園教育振興計画（平成24年度～令和3年度）」においては、次のような取組を行いました。

（１）小学校教育との連携

小学校との交流活動をはじめ、園児と児童のふれあいの機会をつくることで、入学前から子ども同士のつながりを深め、小学校入学への不安の解消に努めました。

また、教職員同士が交流し、互いの教育活動を参観し、情報交換を行うことで、幼児教育と小学校教育の理解を深めるとともに、一人一人の子どもについての情報を共有し、小学校への円滑な接続を図りました。

（２）特別支援教育（※６）の充実

こども発達相談センター（※７）や教育支援センター（※８）の職員との連携を通して、支援のスキルアップを図りました。

また、こども発達相談センターや教育支援センターの職員、小学校の教職員と発達に心配のある子どもについて情報交換を行い、適切な支援につなげました。

さらに、特別な支援が必要な園児に対して指導員を配置し、園生活における支援を行いました。

（３）教職員研修の充実

園児や保護者との信頼関係を築き、良好な教育環境を提供できるよう園内研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図りました。

また、専門的知識の習得と意識の向上を図るため、公立・私立の枠を超えた研修会や市外の幼稚園との研修会へも積極的に参加しました。

※６ 特別支援教育：障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。平成19年4月から学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

※７ こども発達相談センター：成長や発達に心配のある子どもと保護者のために、遊びの教室や相談等を行う。

※８ 教育支援センター：子育てに不安を感じる保護者の相談に応じたり、発達に心配のある子どもに対して、保幼小中連携を踏まえた適切な就学指導を行う。

（４）家庭・地域との連携

子どもたちに豊かな経験をもたらすため、地域のお祭りや運動会に参加し、地域の人との交流の機会を設けました。

また、保育参観や送迎時に保護者と教職員が交流し、子どもの園での様子や園の教育について情報交換することで、家庭と連携した幼児教育を推進しました。

（５）私立幼稚園への就園奨励

公立幼稚園と私立幼稚園の保育料の負担の差を少なくするため、私立幼稚園へ通園する子を持つ世帯へ補助を実施しました。なお、この補助事業は、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化により終了しています。

（６）保育所との連携

同じ小学校に就学する公立保育所の児童と幼稚園の園児に交流活動の機会を提供することで、就学前から子ども同士の関係づくりを行いました。

また、公立保育所の保育士と幼稚園の教職員が、公開保育などを通して互いの保育に関する理解を深め、就学前の育ちの姿の共有と整合を図りました。

（７）幼稚園の再編

園舎の老朽化や園児数の減少、子ども・子育て支援新制度への対応という課題に対応するため、平成27年3月に「那珂市公立幼稚園の再編計画」を策定しました。

平成31年4月には、再編計画に基づき5つの公立幼稚園を統合し、ひまわり幼稚園を開園しました。

（８）ひまわり幼稚園における取組

平成31年4月の開園を契機に、特色ある4つの取組を実施しています。

①保幼小の連携による一貫した教育

市の幼児教育の拠点として、関係機関と小学校との連携の中心となり、就学前教育や接続カリキュラムの充実、特別な配慮や支援が必要な子どもの就学支援を行っています。

また、幼児教育から小学校教育、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を図るため、平成31年4月に那珂市保幼小中連携協議会を設置し、発達段階に応じた指導内容や指導方法を検討するとともに早期から一貫した教育を充実させています。

②A L T（外国語指導助手）の常駐による日常的な英語指導

専属のA L Tが常駐して一緒に過ごす中で、幼児期から外国語や外国文化に慣れ親しみ、小学校における英語学習に円滑につなげる取組を進めています。

③専門の指導者による運動指導

幼児期の運動は、健康な体と心の育成において重要な意義があります。専門の指導者のもと、多様な運動遊びや体育活動を通して、楽しみながら身体機能の発達を促すとともに、ルールを守る意識やコミュニケーション能力など社会性の育成を図っています。

④給食による食育の推進

保護者の手づくりのお弁当の良さを残しながら、週に2回給食の日を設けています。みんなで同じ給食を食べ、様々な食材や調理方法を知り、食の多様性を学んでいます。

(9) 前計画及びひまわり幼稚園における取組からみる課題

- ① 公立幼稚園が1園になったことにより、職員の間関係が固定化したり、公立幼稚園同士の交流の機会がなくなったりしたため、多角的な研修の機会が少なくなりました。

そのため、多様な研修の機会をもち、資質・能力の向上を図ることが必要です。

また、市内の幼児教育施設のセンター的機能として、体系的な研修の実施や相談、保幼小中連携の取組、研究実践の成果の発信、幼児教育に関する情報提供などを中核的に行うことが求められています。

- ② 保幼小の連携においては、各幼児教育施設で、幼児教育から小学校教育への接続を意識した教育を行っています。しかし、幼児教育施設職員の小学校教育への理解と小学校教職員の幼児教育への理解が、まだ十分とは言えない状況にあります。一貫教育の推進のため、保幼小中連携協議会の活動を通して、幼児教育施設と小学校が相互理解をさらに深めていく必要があります。

- ③ 特別支援教育においては、関係機関と情報交換を行いながら、発達に応じた支援を行ってきました。今後も、一人一人の子どもの特性に合わせた支援を行うため、教職員は幅広い知識やスキルの習得を図る必要があります。

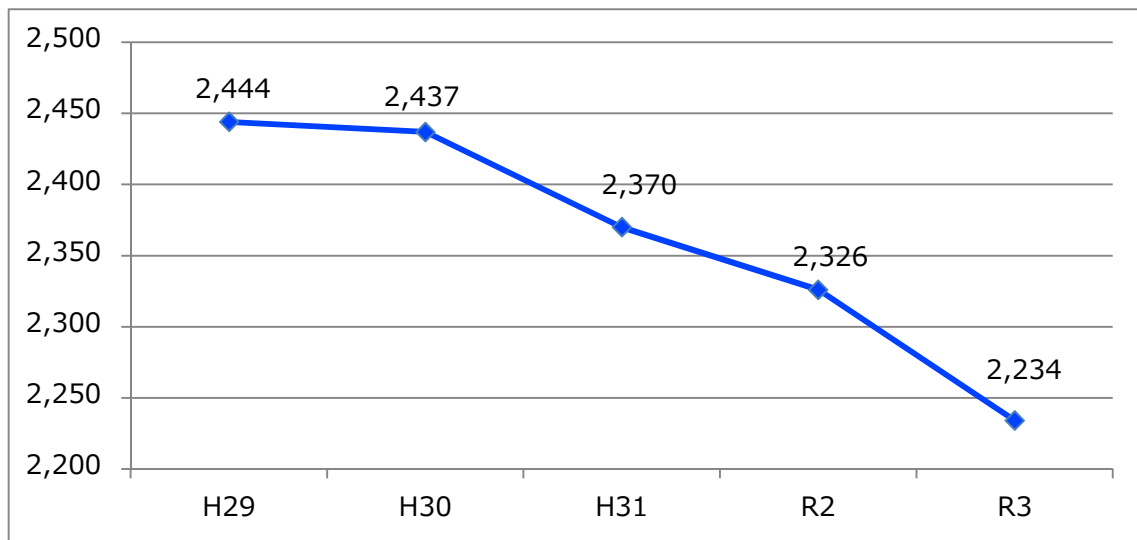
- ④ 家庭や地域との連携においては、地域の人や保護者との交流の機会を設け、子どもたちの豊かな経験の充実と家庭教育の推進に努めてきました。しかし、地域社会とのつながりの希薄化や核家族化、少子化などにより、子どもたちの交流を通じた直接的な体験機会の減少や孤立した環境での子育てに不安を抱く保護者の増加が課題となっています。そのため、幼稚園では、教育を通して幼児期の豊かな育ちを保障するとともに、幼児教育や子育てに関する情報の提供を通して、保護者の支援を充実することが望まれています。

2 統計からみる本市の状況

(1) 乳幼児数（0歳児～5歳児）の推移

本市の乳幼児数は平成29年から毎年減少しており、令和3年の乳幼児数は、2,234人で、平成29年の2,444人から5年間で210人減少しています。

(単位：人)

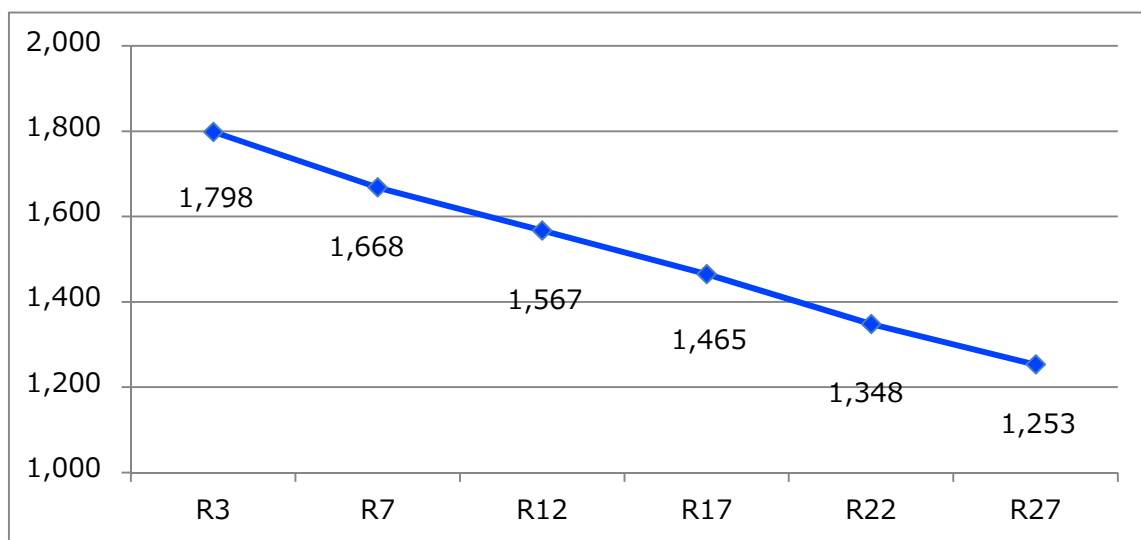


(住民基本台帳「5歳階級別人口」各年4月1日現在)

(2) 将来の推計人口

本市の0歳から4歳の人口は、令和3年の1,798人から、令和27年には545人減って1,253人になると推定され、今後も減少傾向が続きます。

(単位：人)



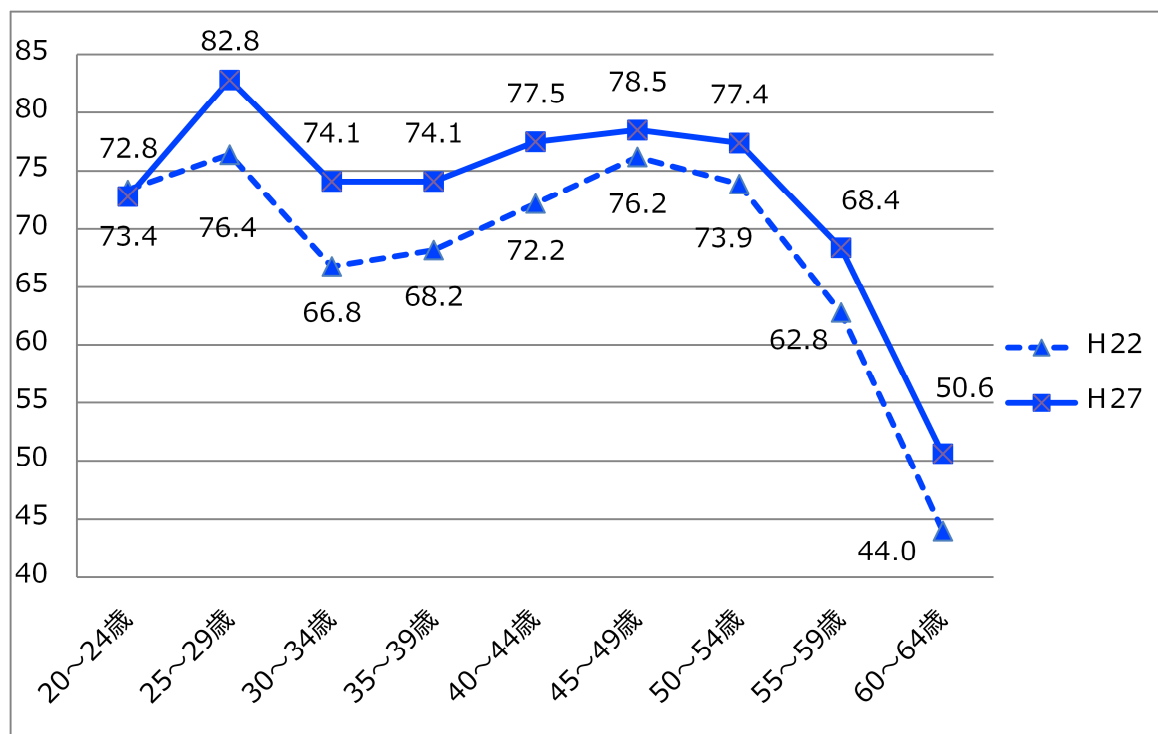
(国立社会保障・人口問題研究所「将来の5歳階級別推計人口」)

(令和3年は住民基本台帳「5歳階級別人口」4月1日現在)

（３）女性の年齢別労働力率の推移

平成27年の女性の労働力率は、25歳以上の全ての年代で平成22年を上回っており、就労している女性の割合は増えています。

(単位：%)



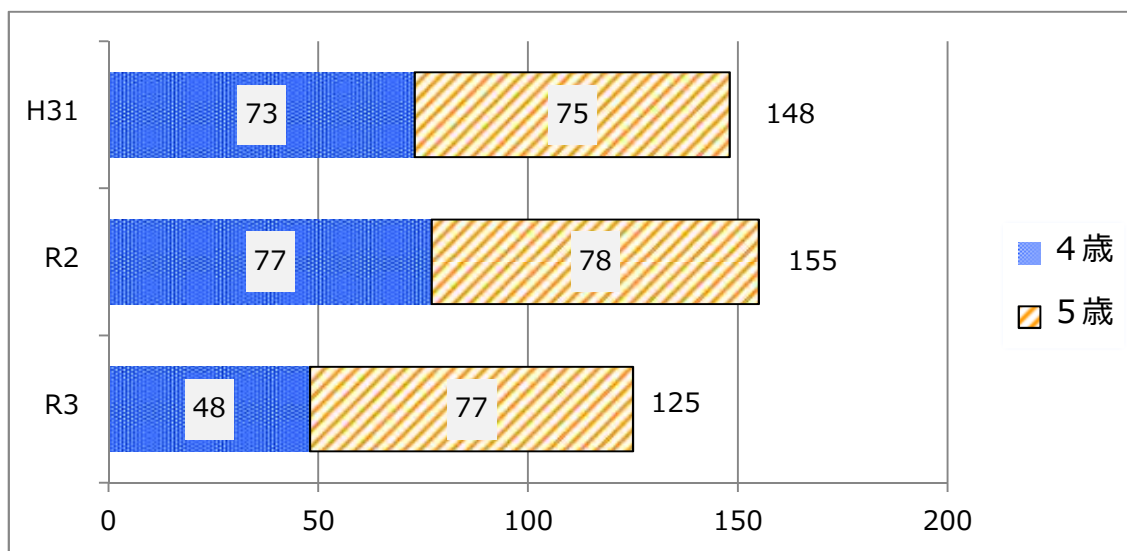
(国勢調査)

(4) 幼稚園・認定こども園の状況

①公立幼稚園児数の推移

公立幼稚園の園児数は、令和2年は平成31年の148人より7人増え155人となりましたが、令和3年には令和2年より30人減り125人となりました。

(単位：人)

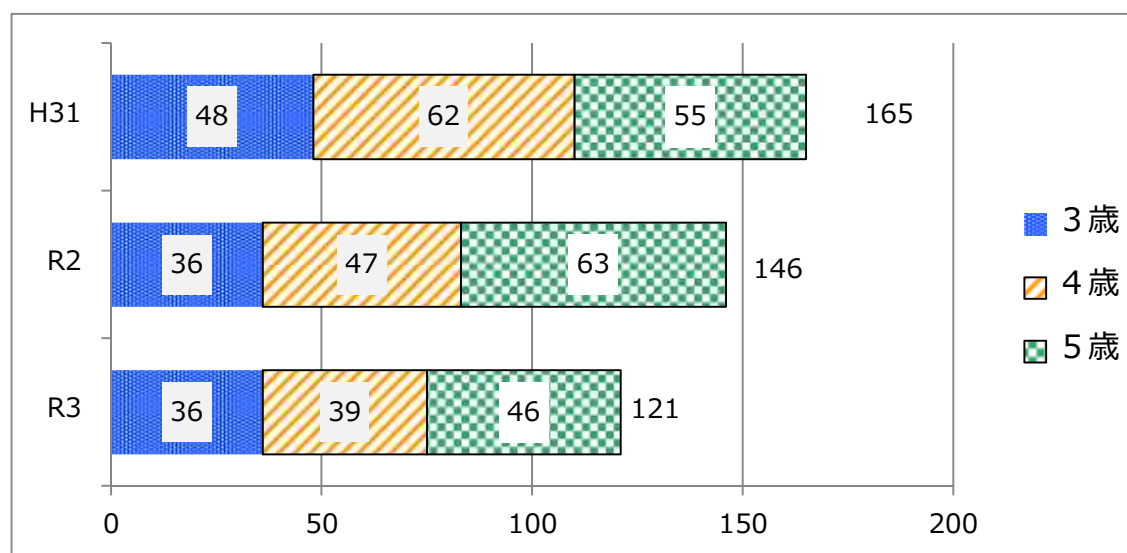


(学校教育課資料 各年4月1日現在)

②私立幼稚園児数の推移

私立幼稚園の園児数は、令和2年は平成31年の165人より19人減り146人、令和3年には令和2年より25人減り121人となり、年々減少しています。

(単位：人)



(こども課資料 各年4月1日現在)

③ 認定こども園児数の推移

認定こども園の園児数は、令和2年は平成31年の180人より2人増え182人、令和3年には令和2年より111人増え293人となり、年々増えています。

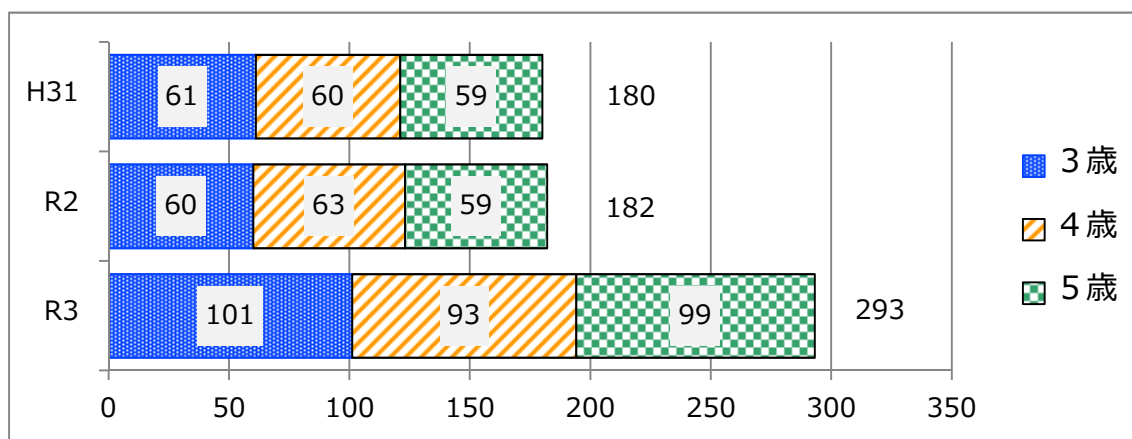
1号認定（※9）の利用者は、令和2年は平成31年の116人より16人増え132人、令和3年には令和2年より9人増え141人となりました。

2号認定（※10）の利用者は、令和2年は平成31年の64人より14人減り50人、令和3年には令和2年より102人増え152人となりました。

認定こども園の園児数が、令和3年に急増しています。これは、令和3年に保育園から認定こども園に移行した施設があるためです。

年齢別園児数の推移

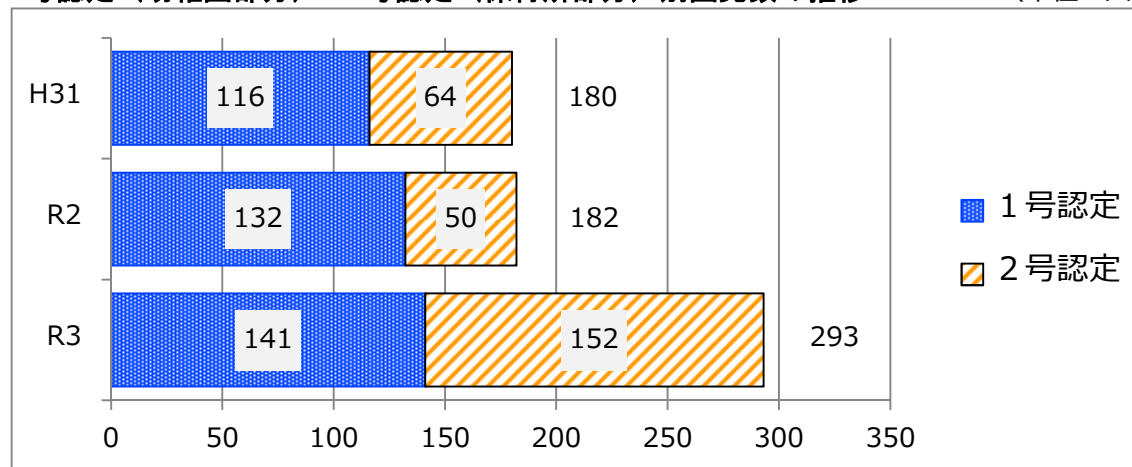
(単位：人)



(こども課資料 各年4月1日現在)

1号認定（幼稚園部分）・2号認定（保育所部分）別園児数の推移

(単位：人)



(こども課資料 各年4月1日現在)

※9 1号認定：定期的な保育の必要がなく、幼稚園などで教育を希望する満3歳以上の就学前の子ども。

※10 2号認定：保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する満3歳以上の就学前の子ども。

④各園の利用状況

利用定員に対する各施設の利用率は、幼稚園は公立、私立とも約60%で、利用定員に満たない状況です。

認定こども園は、1号認定（幼稚園部分）の利用率は、100%未満で利用定員に満たない状況ですが、2号認定（保育所部分）の利用率は、2園とも100%以上で利用定員を超えています。

施設名	合計（1・2号）			1号					
	利用 定員 (人)	利用 者数 (人)	利用 率 (%)	利用 定員 (人)	利用 者数 (人)	利用 率 (%)	利用者内訳(人)		
							3 歳	4 歳	5 歳
ひまわり幼稚園	210	125	59.5	210	125	59.5	—	48	77
ナザレ幼稚園	150	89	59.3	150	89	59.3	24	31	34
さいせい幼稚園	50	32	64.0	50	32	64.0	12	8	12
瓜連認定こども園	105	110	104.8	15	7	46.7	6	1	0
認定こども園 大成学園幼稚園	180	183	101.7	135	134	99.3	42	47	45
合 計	695	539	77.6	560	387	69.1	84	135	168

施設名	2号											
	小計			3歳			4歳			5歳		
	利用 定員 (人)	利用 者数 (人)	利用 率 (%)	利用 定員 (人)	利用 者数 (人)	利用 率 (%)	利用 定員 (人)	利用 者数 (人)	利用 率 (%)	利用 定員 (人)	利用 者数 (人)	利用 率 (%)
瓜連認定 こども園	90	103	114.4	30	36	120.0	30	31	103.3	30	36	120.0
認定こども園 大成学園幼稚園	45	49	108.9	15	17	113.3	15	14	93.3	15	18	120.0
合 計	135	152	112.6	45	53	117.8	45	45	100.0	45	54	120.0

（こども課資料 令和3年4月1日現在）

⑤ 各園の運営状況

「3歳児保育」は、公立幼稚園を除く4園で実施しています。

「給食」、「送迎バス」、「預かり保育（※11）」の実施状況についても、私立の施設は公立幼稚園と比べ充実しています。

施設名	3歳児保育	給食	送迎バス	預かり保育
ひまわり幼稚園	×	週2回 (火・木)	×	月一金 14:30-17:00 長期休業 8:30-17:00
ナザレ幼稚園	○	週2回 (月・木)	○	月一金 7:45-8:30 14:00-18:00 長期休業 8:00-18:00
さいせい幼稚園	○	週5回	○	月一金 7:00-8:00 14:00-19:00 長期休業 7:00-19:00
瓜連認定こども園	○	週5回	×	月一金 7:00-9:00 16:00-19:00 長期休業 7:00-19:00
認定こども園 大成学園幼稚園	○	週5回	○	月一金 7:30-8:30 14:00-18:00 長期休業 8:30-18:00

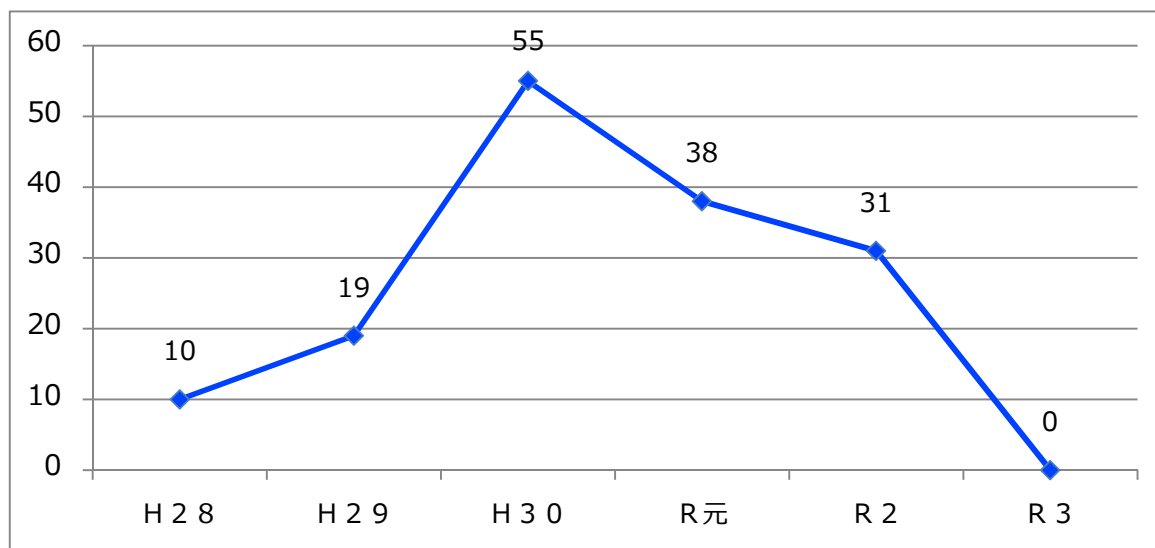
(こども課資料 令和3年9月28日現在)

※11 預かり保育：幼稚園が通常の教育時間以外に行う教育活動。

（５）待機児童（※１２）の状況

待機児童の状況からは、平成30年度の55人をピークに減少していることが分かります。令和元年度以降、民間保育所3か所が開設または認可されたことによるためです。

（単位：人）



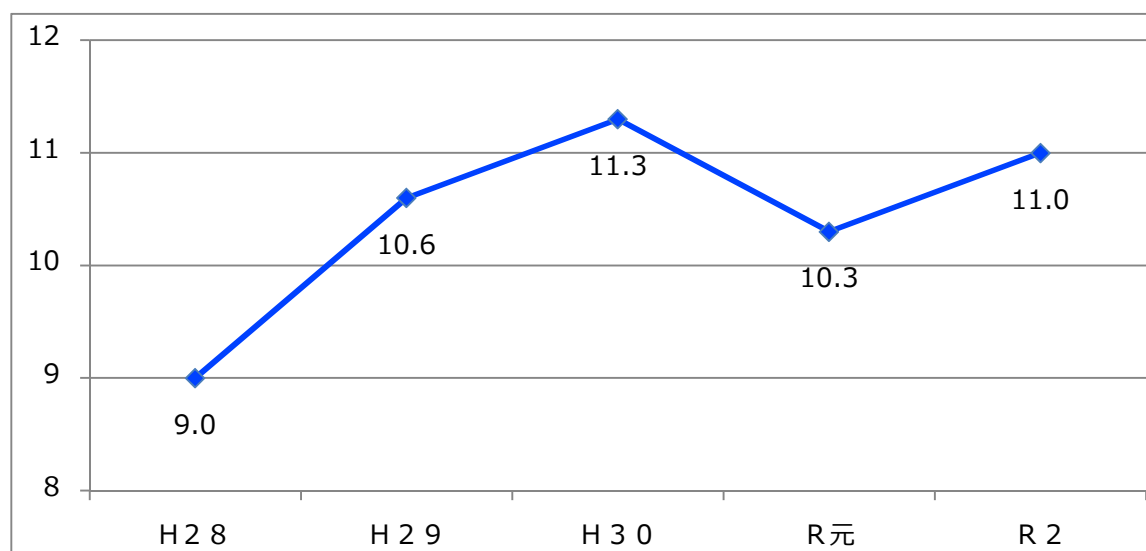
（こども課資料 各年度10月1日現在）

（６）こども発達相談センターの利用状況

こども発達相談センターの教室・相談の実利用人数の0～5歳人口に対する割合は、令和2年度は平成28年度に比べ2%増えています。

教室・相談実利用人数の対0～5歳人口割合

（単位：%）



（こども発達相談センター資料）

※１２ 待機児童：保育施設に入所を申請し、条件を満たしているのに入所できない児童。

（7）本市の状況からみる幼稚園の課題

- ① 本市の状況からは、乳幼児人口は減少しており、今後も減少傾向が続くと推測されています。このことから、幼稚園では園児数の減少が進んでいくことが予想されます。園児数が減少することにより、園児同士の関わりが固定化し、豊かな人間関係を築くことが難しくなったり、集団生活に慣れにくくなったりする可能性が考えられます。また、小集団での活動となり、大人数だからこそ可能な多彩なプログラムによる行事や活動の経験ができなくなることも考えられます。

そのため、広報活動によりひまわり幼稚園の認知度を高めたり、ひまわり幼稚園の良さを地域の保護者へアピールしたりするなど、入園児確保の取組が必要になります。

- ② 就業している女性が増加していること、認定こども園の2号認定（保育所部分）者が増加していることから、低年齢から長時間預けられる保育に対する需要が高い傾向が分かります。

待機児童については、令和3年度には一旦解消したものの、前年までの推移から今後も発生することが考えられます。

国では、幼稚園における子育て支援の充実を推進していることもあり、ひまわり幼稚園においても、3歳児保育の導入や預かり保育の拡充により待機児童や保育の受け皿となることが求められています。

- ③ こども発達相談センターの利用状況からは、特別な配慮が必要な子どもの割合が増加傾向にあることが分かります。幼稚園職員の特別支援教育に関する理解の更なる促進と、関係機関との連携による支援の充実を図る必要があります。

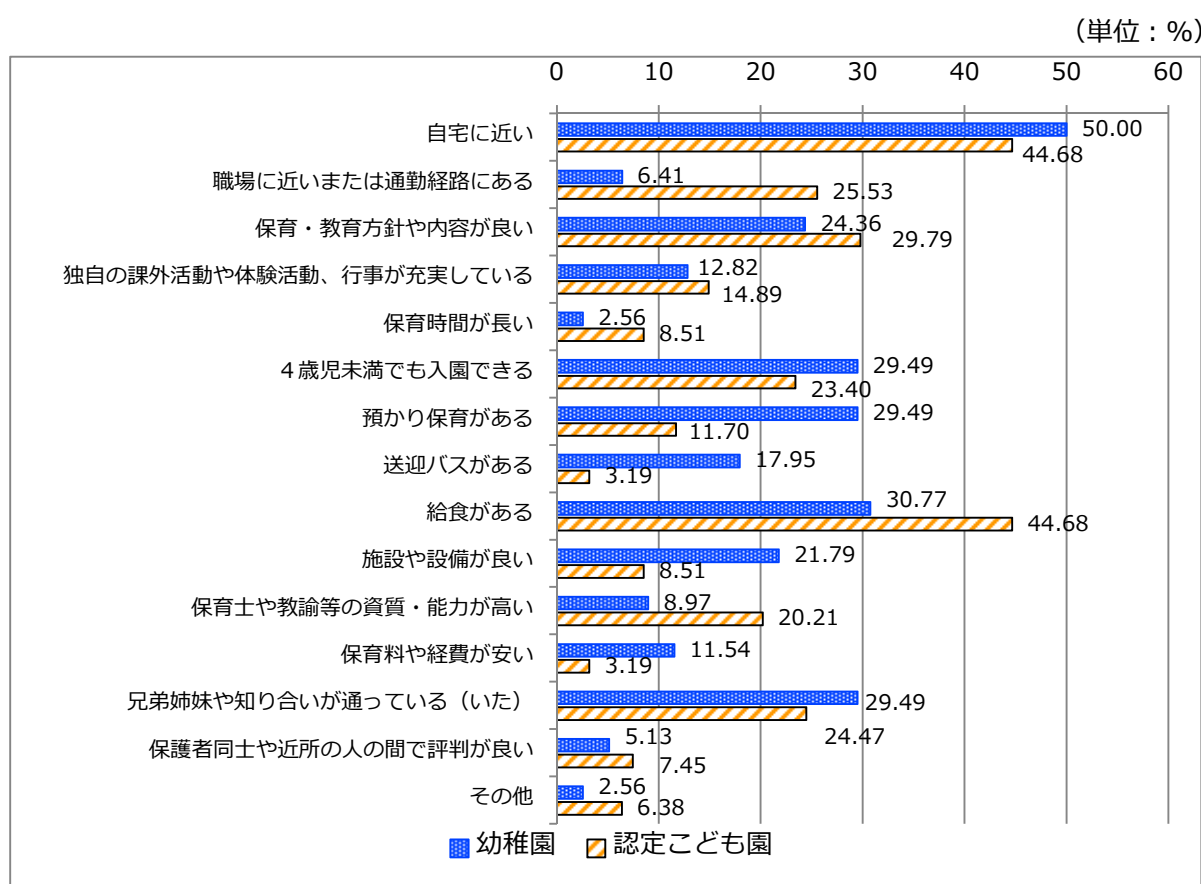
3 アンケート調査結果

アンケート調査は、市在住の就学前の子どもを養育する保護者1,701人を対象に、令和3年3月25日～4月15日の期間、インターネットにより実施しました。

(回答者数622人 回答率36.6%)

(1) 通園する幼稚園・認定こども園を選んだ理由

現在通っている幼稚園や認定こども園を選んだ理由は、「自宅に近い」が一番多いですが、「給食がある」や「4歳児未満でも入園できる」など、運営面を重視した回答も多くなっています。



(回答選択率)

○「その他」の回答内容

(幼稚園)

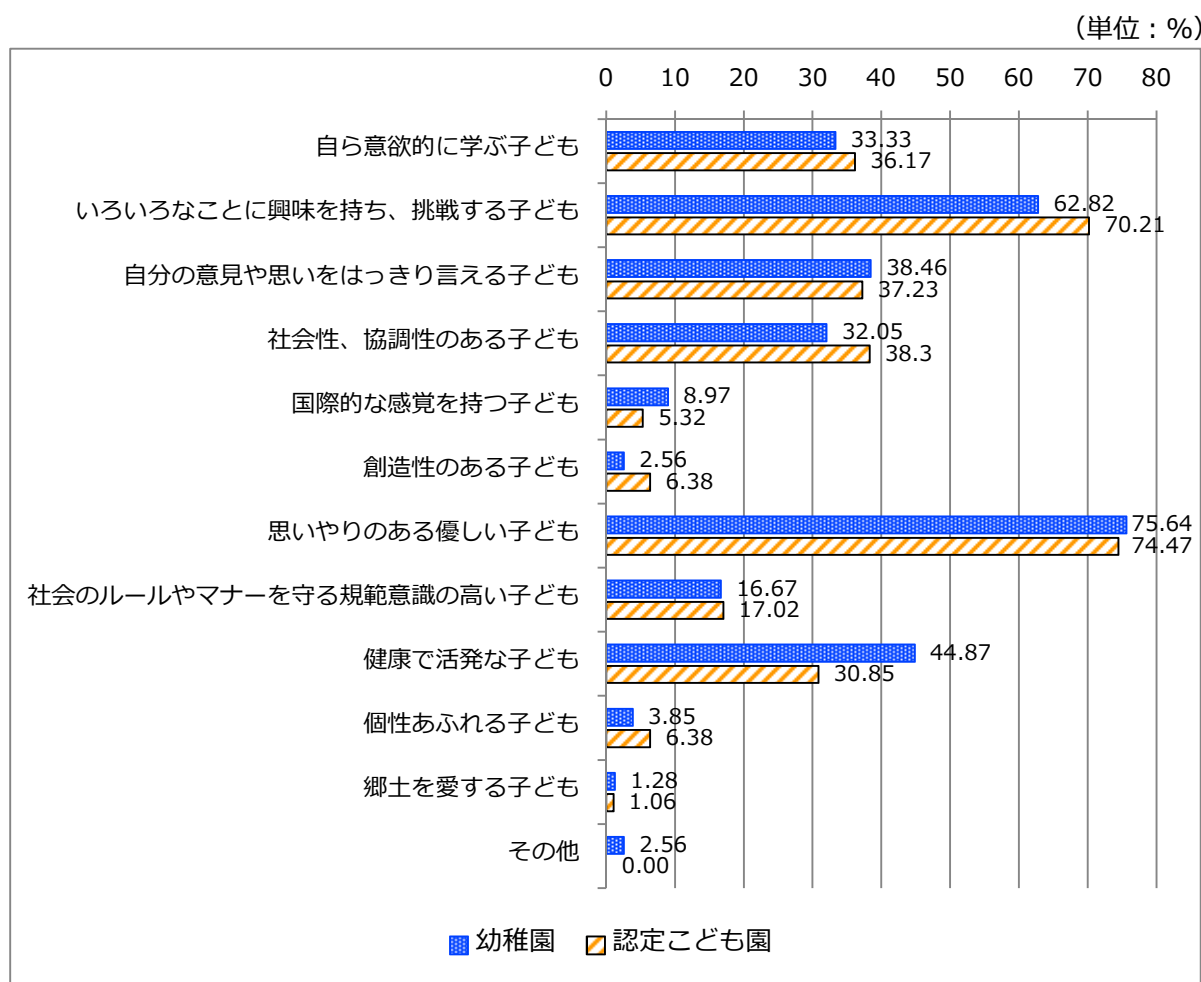
- ・希望の園に入れなかった。
- ・公立の幼稚園を希望していた。

(認定こども園)

- ・子育て支援で通っていて園に慣れていた。
- ・PTAがない。
- ・元幼稚園なので教育面もしっかりしていると感じた。
- ・保護者の就労状況が変わっても継続して通園できる。
- ・0歳2か月から入園できた。
- ・病児保育や障がい児保育を行っている。

(2) 育てほしい子どもの姿

幼稚園と認定こども園のいずれの保護者も共通して「思いやりのある優しい子ども」、
「いろいろなことに興味をもち、挑戦する子ども」に育てほしいと回答した保護者が
多くなっています。



(回答選択率)

○「その他」の回答内容

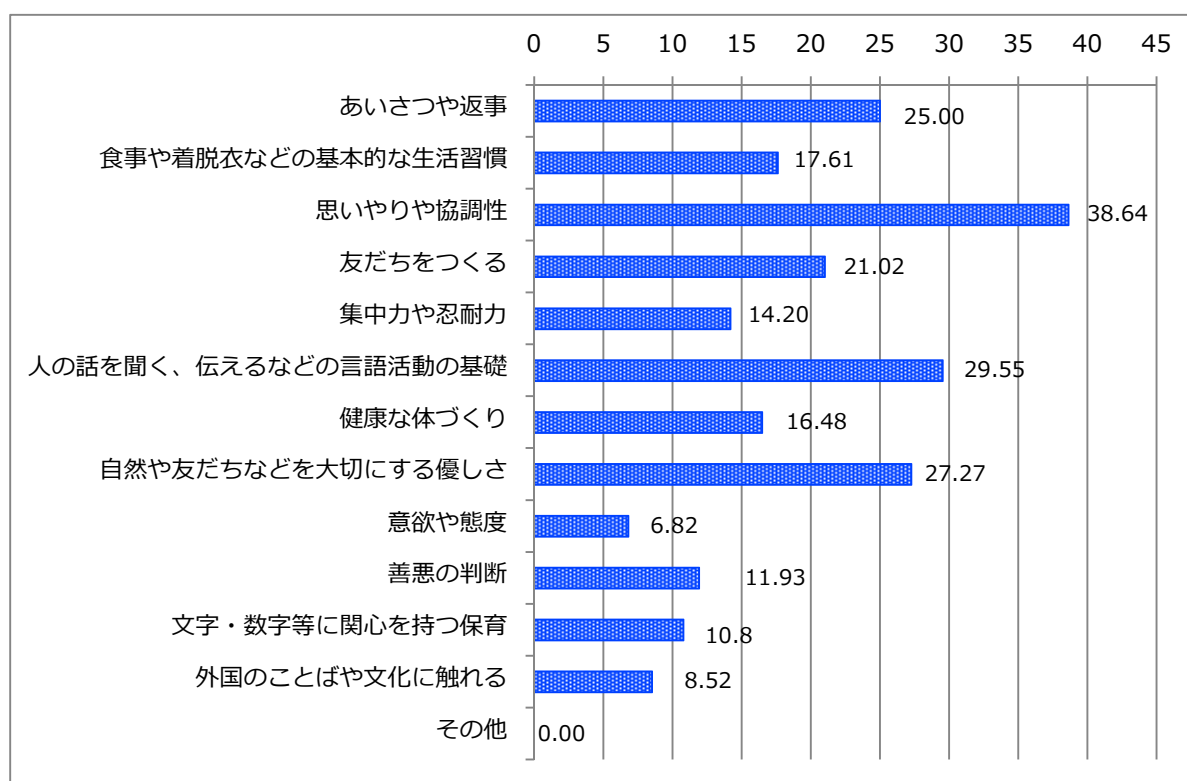
(幼稚園)

- ・自己肯定感の高い子ども
- ・人の個性を差別しない子ども

(3) 幼稚園で身に付けてほしいもの、保育内容で期待すること

1 番多かった回答は「思いやりや協調性」で 38.64%、次いで「人の話を聞く、伝えるなどの言語活動の基礎」が 29.55%、「自然や友だちなどを大切にする優しさ」が 27.27%、「あいさつや返事」が 25.00%でした。

(単位：%)

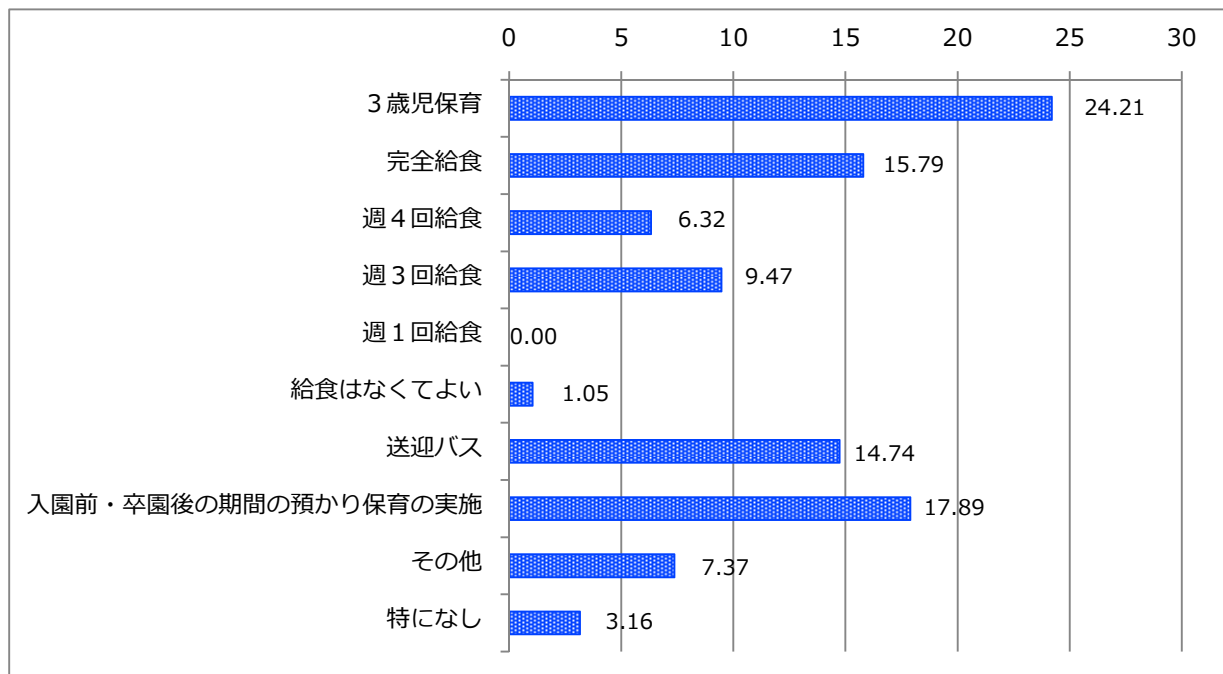


(回答選択率)

(4) ひまわり幼稚園に要望すること

「3歳児保育」、「入園前・卒園後の期間の預かり保育の実施」、「完全給食」への要望が多くなっています。

(単位：%)



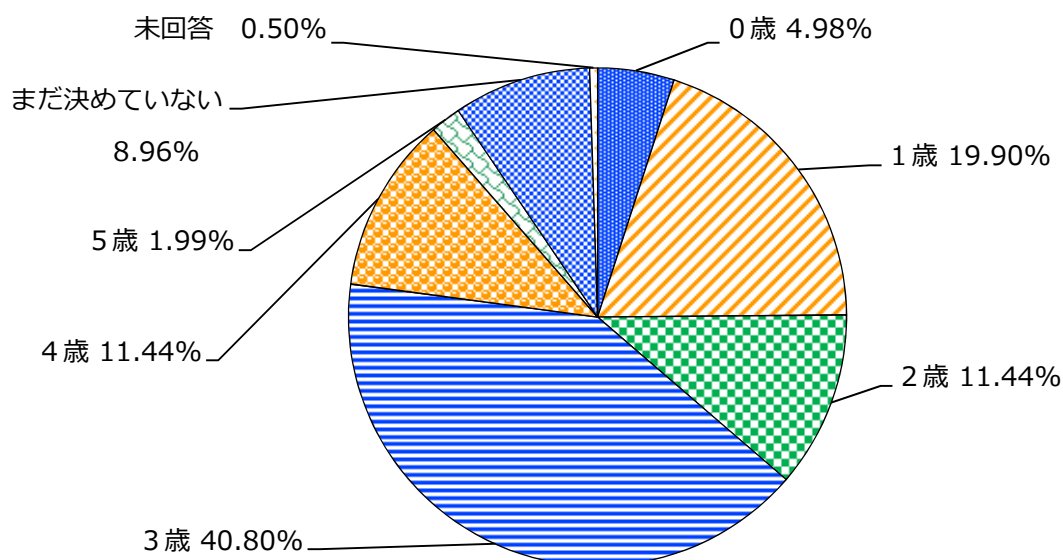
(回答構成率)

○「その他」の回答内容

- ・給食について 4件
小学校と同じ給食の提供、内容や量の改善、価格の見直し
- ・教育内容、指導について 2件
豊かな体験の提供、一人一人に合った保育の実践
- ・保育時間について 2件
土曜日の開園、送迎時間の見直し
- ・預かり保育について 1件
保育時間の延長

(5)これから幼児教育施設に入所(園)する子の入所(園)希望年齢

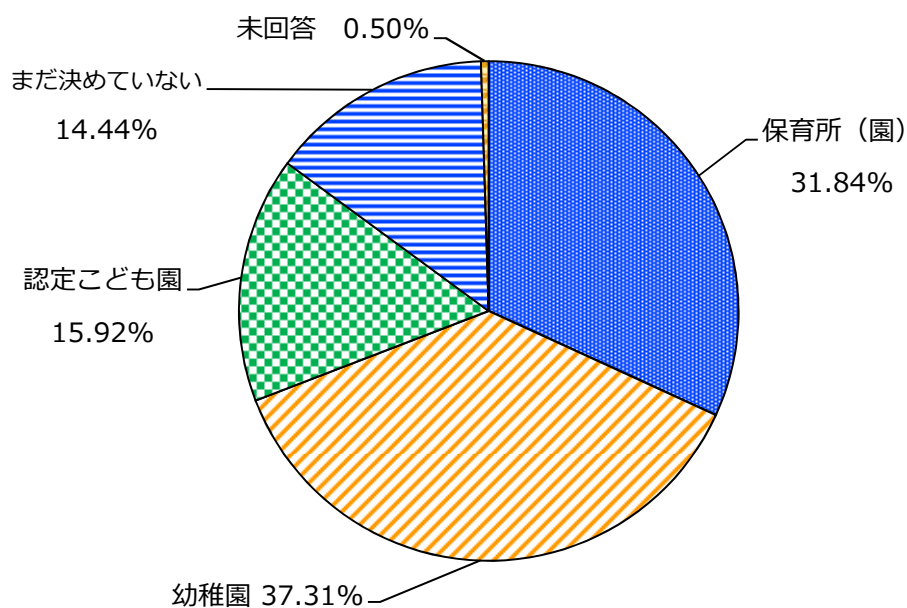
「3歳」との回答が40.80%と一番多く、0歳から2歳の36.32%を含めると約80%の保護者が4歳になる前の入所(園)を希望しています。



(回答構成率)

(6)これから幼児教育施設に入所(園)する子の入所(園)希望施設

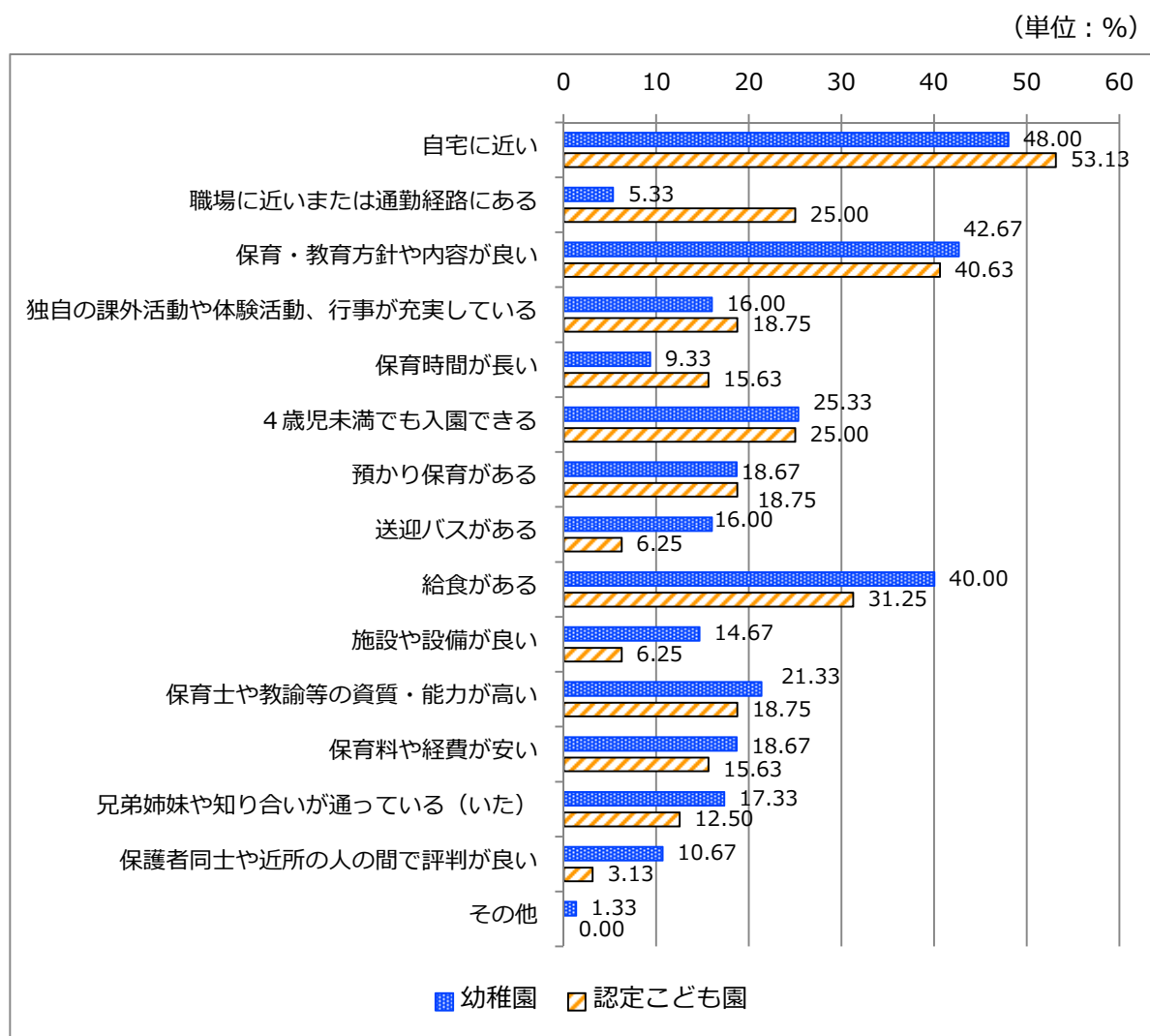
「幼稚園」と回答した保護者が37.31%と一番多くなっています。



(回答構成率)

(7)これから幼稚園・認定こども園に入園する子の入園施設の選択理由

これから子どもが入園する施設を選ぶ理由としては、「自宅に近い」が約50%と一番多いです。次に「保育・教育方針や内容が良い」が多く、40%を超える保護者が選択理由にあげています。



(回答選択率)

○「その他」の回答内容

- ・ 公立・私立の別

(8) アンケート調査結果からみる課題

- ① 幼稚園に子どもを通わせたいと考えている保護者が、保育所（園）と同程度いることから、幼稚園にも一定のニーズがあることが分かります。しかし、入所（園）希望年齢は、子どもが4歳になる前とする保護者が約80%であることから、4歳児からを対象とするひまわり幼稚園は、入所（園）先として選択されなくなることが考えられます。

また、ひまわり幼稚園へ要望することとして、「3歳児保育」の回答が一番多かったことから、3歳児保育の実施を検討する必要があります。

- ② 入所（園）する施設を選ぶ際に「給食」や「預かり保育」などの運営面を重視する保護者が多いことから、ひまわり幼稚園の運営内容の充実について検討する必要があります。

- ③ これから子どもを通わせる幼稚園を選ぶとき重視することは、「保育・教育方針や内容が良い」と回答した保護者が40%を超えていることから、幼稚園教育を充実させるとともに、幼稚園教育について保護者の理解を図る必要があります。

- ④ 幼稚園教育を充実するためには、教職員の資質・能力の向上が必須です。多様な研修を通して、専門的知識の習得と意識の向上を図る必要があります。

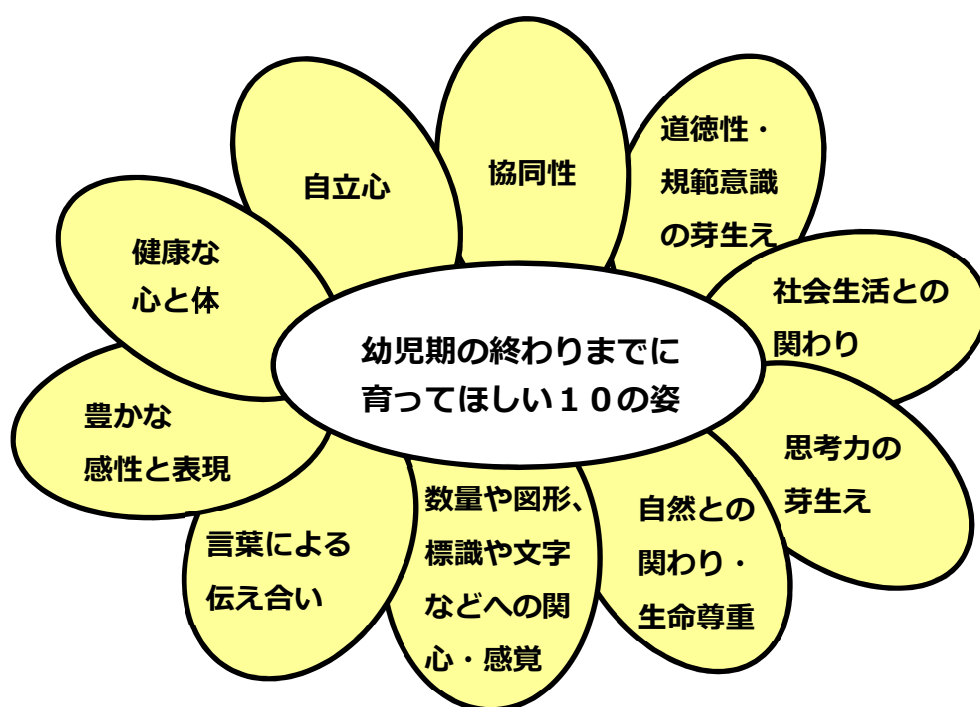
第3章 幼稚園教育推進計画

1 基本理念

ひまわり幼稚園では、幼児期にふさわしい環境の中で、遊びを通しての指導を中心として、幼稚園教育において育みたい3つの資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）を育み、生涯にわたる生きる力の基礎を培います。また、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿（※13）」を小学校と共有し、滑らかな幼小接続を推進します。

その中で育まれた健康で人間性豊かな子ども像を「未来に向かう なかっこ」とし、この姿の実現を目指します。

《目指す姿 「未来に向かう なかっこ」》



「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」

※13 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿：平成29年の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定に伴い示された。

2 基本方針

「未来に向かう なかっこ」の育成に向け、次の5つの基本方針を定めます。

基本方針1 教育内容の充実

様々な遊びや体験活動、外国語や運動などの特色ある教育活動、異年齢や地域との交流などを通して、幼児期における3つの資質・能力を育むことができるよう、教育内容の更なる充実を図ります。



基本方針2 教職員の資質・能力の向上

園内・園外における各種研修を充実させ、教職員の資質や専門性の向上を図ります。
また、市内唯一の公立幼稚園として、幼児教育のモデル園としての役割を果たすことで、市全体の幼児教育施設の職員の資質・能力の向上を目指します。



基本方針3 保幼小中連携の推進

保幼小中連携協議会を中核に、幼児教育施設や小・中学校がそれぞれの教育・保育目標や指導の内容・方法等について情報共有し、小学校以降の生活や学習への円滑な接続を推進します。



基本方針4 センターの機能の充実

市内唯一の公立幼稚園として、市内の幼児教育施設のセンター的機能を果たすことにより、質の高い幼児教育の提供や子育て支援機能の充実に努めます。



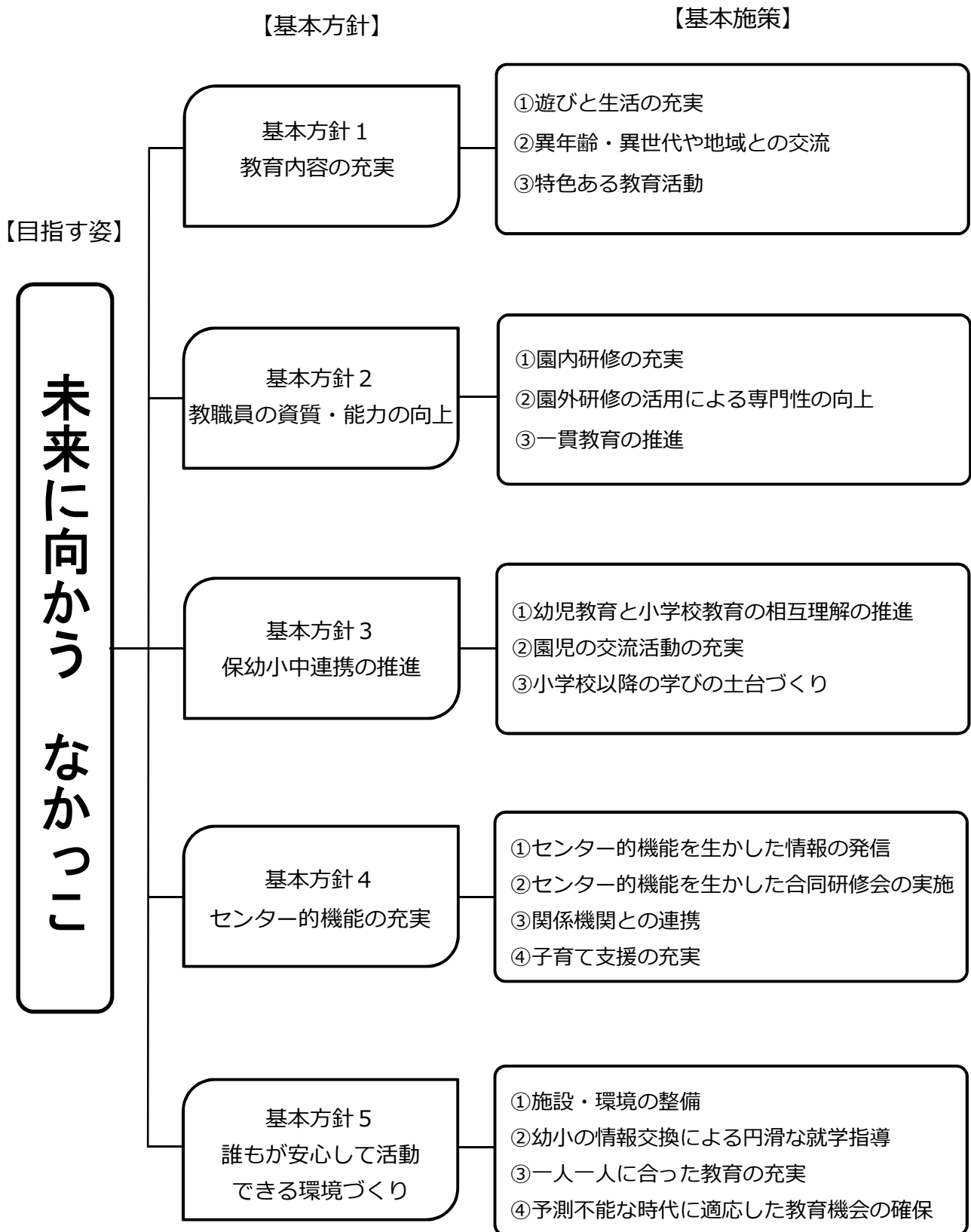
基本方針5 誰もが安心して活動できる環境づくり

全ての園児が安心して過ごすことができる場となるよう、園の環境を整えます。また、特別な配慮が必要な子など多様な特性をもつ子どもたちが、一人一人に合った支援のもと幼児教育を受けることができるよう体制を整えます。



3 基本施策

(1) 体系図



(2) 施策の展開

基本方針1 教育内容の充実

【基本施策① 遊びと生活の充実】

園生活の中で自発的・主体的に環境（もの・人・自然・こと）と関わりながら、直接的・具体的な体験を通して、子どもたちの豊かな心を育みます。

《具体的な取組》

- ・幼稚園教育要領に基づいた保育の展開
- ・遊びを通して3つの資質・能力を育む教育の充実（ごっこ遊び等）
- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえた保育実践
- ・体験活動の充実（いもほり、もちつき、水遊び、園外保育、花や野菜の栽培、伝統行事、夕涼み会等）
- ・健康な心と体の育成（基本的生活習慣の形成）

【基本施策② 異年齢・異世代や地域との交流】

異なる世代や地域の人との交流を通して、子どもたちの思いやりの心を育みます。

《具体的な取組》

- ・異年齢児クラスの交流
- ・フレンドリー保育（※14）（未就園児）との交流
- ・地域の人や祖父母の保育参観
- ・公共施設の活用（図書館、曲がり屋、消防署等）による交流
- ・読み聞かせサークルとの交流
- ・地域行事への参加

【基本施策③ 特色ある教育活動】

4つの特色を遊び（保育）の中に取り入れて、独自の教育活動を推進します。

《具体的な取組》

- ・外国語活動「英語で遊ぼう」
- ・専門講師による運動活動「みんなで遊ぼう」
- ・保幼小中との交流（園児と保育所児、児童、生徒との交流）
- ・食育活動（週2回の給食、食育教室、野菜の栽培）

※14 フレンドリー保育：地域子育て支援センターで実施している事業。市内の3歳児とその保護者が、子どもの発達や興味に応じた遊びを通して、楽しい子育てを共有する。

基本方針2 教職員の資質・能力の向上

【基本施策① 園内研修の充実】

自主的に学ぶ姿勢をもち、教職員としての資質・能力の向上を図ります。
また、時代や幼児教育を取り巻く環境の変化に応じた研修に取り組みます。

《具体的な取組》

- ・教育研究のテーマに沿った保育実践
- ・包括連携協定（※15）を結んだ大学や企業を活用した研修会の実施
- ・ICT活用研修の実施
- ・SDGsの視点を取り入れた研修の実施

【基本施策② 園外研修の活用による専門性の向上】

質の高い幼児教育を提供していくためには、教育に携わる教職員の専門性の高さが求められます。園外研修の活用を通して、更なる専門性の向上を図ります。

《具体的な取組》

- ・リカレント（※16）研修への参加
- ・特別支援教育に関する研修会への参加
- ・専門的な分野の研修会への参加
- ・市内外の幼児教育施設の保育参観

【基本施策③ 一貫教育の推進】

市内唯一の公立幼稚園として、本市の小中一貫教育の視点を取り入れた保育内容を実践し、市内の幼児教育施設の先導的な役割を担います。

《具体的な取組》

- ・幼稚園教育要領に基づいた保育の展開（※再掲）
- ・市の小中一貫教育研修会への参加
- ・公開保育による実践内容の情報発信

※15 包括連携協定：特定の事柄のみに留まらず関連する事項全般において協力・連携の関係を築くことを旨とする協定。

※16 リカレント：「学び直し」ともいわれる。「職業上必要な知識・技術」を修得するため、周期的に教育を受け続け、就学と就職を繰り返すこと。日本では、働きながら学ぶこともこれに含み、時代に求められる知識の習得やスキルアップを図る。

基本方針3 保幼小中連携の推進

【基本施策① 幼児教育と小学校教育の相互理解の推進】

保幼小中連携協議会の活動を通して、幼稚園と小学校の教職員が交流し、互いの教育への理解を深めることで、小学校への円滑な接続を図ります。

《具体的な取組》

- ・ 小学校での授業参観（一日体験）
- ・ 幼稚園での保育参観（一日体験）

【基本施策② 園児の交流活動の充実】

園児が小学校入学時の不安を解消し、小学校生活への期待を膨らませるよう小学校の児童との交流活動を促進します。

《具体的な取組》

- ・ 市内幼児教育施設と連携した就学先の小学校との交流会の実施
- ・ 小学生が来園しての交流会の実施
- ・ リモートを利用したの児童との交流

【基本施策③ 小学校以降の学びの土台づくり】

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を小学校と共有するとともに、小中一貫教育を見通し、幼児教育から小・中学校教育へとつなげます。

《具体的な取組》

- ・ アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの継続的な見直し
- ・ 遊びと学びをつなげる活動の充実
- ・ 小・中学生が来園しての交流会の実施
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえた保育実践（※再掲）
- ・ 健康な心と体の育成（基本的生活習慣の形成）（※再掲）

基本方針4 センターの機能の充実

【基本施策① センターの機能を生かした情報の発信】

市内の幼児教育施設へ小中一貫教育の視点を取り入れた教育内容を発信することで、市全体の幼児教育の推進を図ります。また、市内の幼児教育施設と連携して就学に向けての説明会を実施し、小学校への円滑な接続を図ります。

《具体的な取組》

- ・ 小学校とのつながりを意識した教育内容の発信
- ・ 公開保育による実践内容の情報発信（※再掲）
- ・ 就学に向けての市内合同説明会の開催

【基本施策② センターの機能を生かした合同研修会の実施】

市内の幼児教育施設の課題等を共有し、研修会等を企画、実施することで、幼児教育の更なる質の向上を図ります。

《具体的な取組》

- ・ 保育に関する研修会の実施
- ・ 相互の保育参観・情報交換会の実施

【基本施策③ 関係機関との連携】

市の関係機関と連携し、教育内容や子どもの育ち、家庭環境についての情報交換等を行い、子どもたちへの教育・支援につなげます。

《具体的な取組》

- ・ 定例的な協議の場を活用した指導室による指導助言
- ・ こども発達相談センター、教育支援センター、家庭児童相談室、健康推進課との情報共有
- ・ 地域子育て支援センターとの未就園児に関する情報交換・交流会の実施

【基本施策④ 子育て支援の充実】

保護者や地域の人に幼稚園施設を開放し、保護者同士や地域の人との交流の場を提供します。また、子育てに関する相談や情報提供を行うことで、地域の子育てを支援し、家庭教育の充実を図ります。

《具体的な取組》

- ・ 家庭教育学級の充実
- ・ 子育て相談会の実施
- ・ 子育てに関する講座の開催
- ・ 施設の提供

基本方針5 誰もが安心して活動できる環境づくり**【基本施策① 施設・環境の整備】**

安心して園生活が送れるよう施設や環境を整え、安心・安全な保育環境づくりに努めます。

《具体的な取組》

- ・施設設備、遊具等の保守点検
- ・支援が必要な子どもに対応した環境整備
(バリアフリー、ユニバーサルデザイン等)
- ・子どもに安心感を与える環境づくり(壁面飾り、花壇等)
- ・避難訓練の実施
- ・教職員の緊急時の訓練の実施(AED研修等)
- ・安全管理体制の整備

【基本施策② 幼小の情報交換による円滑な就学指導】

幼稚園の教職員と小学校の教職員の情報交換や、幼稚園と小学校をつなぐカリキュラムの活用により、幼児教育と小学校教育の滑らかな接続を図ります。

《具体的な取組》

- ・就学先の小学校との情報交換会の実施
- ・アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの継続的な見直し(※再掲)

【基本施策③ 一人一人に合った教育の充実】

教職員が、特別な配慮が必要な子など多様な子どもたちの特性に対する専門的な知識を習得し、園児一人一人の実態に合わせた適切な指導を行います。

また、幼稚園指導員を配置し、園生活において必要な支援を行います。

《具体的な取組》

- ・受け入れ体制の整備による入園機会の確保
- ・幅広い知識やスキルなど専門性の習得
- ・指導員の配置

【基本施策④ 予測不能な時代に適応した教育機会の確保】

感染症の蔓延や災害などに適切に対応し、子どもたちの教育の機会を確保します。

《具体的な取組》

- ・ 感染症や災害に関する正しい知識の習得
- ・ 感染症対策や防災対策の実施
- ・ I C Tによる家庭で活用できる教育内容の発信
- ・ I C T環境の整備
- ・ I C T活用研修の実施（※再掲）

第4章 那珂市立ひまわり幼稚園運営方針

1 適正な園児数の確保

幼稚園は遊びを通して、ものや人との関わりを深めながら、社会性やコミュニケーション能力を身に付ける場です。子どもたちは多様な人間関係の中で、様々な体験を得ながら社会性や協同性の心を培うため、適正規模の集団を確保することは重要です。

しかしながら、本市では、乳幼児人口が減少している一方、女性の就業率が増加し、保育所（園）を選択する保護者が増加していることから、幼稚園の園児数の減少が課題となっています。将来にわたり、適正な規模で教育活動を継続するため、次のような取組を実施し、園児数の確保を図ります。

《具体的な取組》

【情報発信】

- ・広報紙やホームページ、メディア等を活用し、市内外へひまわり幼稚園の教育活動や特色などを積極的に情報発信します。
- ・幼稚園説明会・見学会においては、直接施設を見学したり、入園後の生活がイメージできるようなプレゼンテーションを行ったりするなど、分かりやすい情報発信に努めます。

【公開保育の実施】

- ・地域へ広く保育を公開し、ひまわり幼稚園の教育活動の周知を図ります。

【関連施設との連携】

- ・子育て支援センターが実施するフレンドリー保育と連携し、入園へとつなげます。

【場の提供】

- ・子ども・保護者・地域の交流や学習の場として幼稚園施設を提供することで、施設や教育内容の認知度を高めます。

【施設見学会の実施】

- ・休園日などを利用した施設見学会を実施し、地域の保護者の来園を促し、ひまわり幼稚園への関心を高めます。

2 保護者のニーズへの対応

幼稚園を運営していく中で、保護者のニーズを把握することは重要です。ニーズを踏まえて改善を図ることで、地域の保護者からより必要とされる幼稚園になり得ます。

保護者アンケートによると、ひまわり幼稚園への高いニーズは、「3歳児保育の実施」、「預かり保育の拡充」、「給食の回数や内容の充実」、「送迎バスの運行」の4つです。

ひまわり幼稚園では、これらニーズの一つ一つについて、中・長期的に対応を検討します。

また、今後も様々な機会をとらえ、幼稚園の運営に関する保護者のニーズの把握に努めます。

《具体的な取組》

【ニーズの把握】

- ・保護者アンケートを毎年実施します。
- ・子どもの送迎時などに、保護者から直接ニーズを聴取します。
- ・PTAからの情報提供などにより、ニーズの把握に努めます。
- ・市内の未就学児の保護者を対象としたアンケートを実施します。

【ニーズへの対応】

・3歳児保育の実施

ひまわり幼稚園の新入園児が減少している理由の一つとして、保護者のニーズの高い3歳児保育を実施していないことが考えられます。

3歳児保育は、保護者の子育てを支援する観点や待機児童の受け皿としての観点からも必要であることから、3歳児保育の実施に向け検討を進めます。

・預かり保育の拡充

預かり保育の拡充については、3歳児保育の実施に次いで保護者からの高いニーズがあります。共働き世帯の増加や核家族化により、今後もニーズは高まっていくものと推測されます。

そのため、園児の心身の負担に配慮しつつ、預かり時間の延長や現在に行っていない卒園から年度末までの期間の実施など、預かり保育の拡充に向け検討を進めます。

・給食の回数や内容の充実

給食については、大きく2つのニーズがあります。

一つ目は、完全給食など提供回数を増やしてほしいとのニーズです。給食の提供回数を増やすことは、保護者の経済的負担が増えることとなります。当面は、保護者の経済的負担を考慮し、現在行っている週2回の給食を継続します。

しかし、今後、保護者のニーズがさらに高まるなど、状況の変化が見られた場合は、回数増について検討します。

二つ目は、小学校と同じ給食を提供してほしいとのニーズです。小学校と同じ給食

を提供することは、幼稚園の時から小学校の給食に慣れることができ、小学校生活へ円滑につなげることができます。

現在、市内の小中学校へ給食を提供している学校給食センターは、必要な設備が整っていないため、幼稚園への給食提供は難しい状況です。しかし、今後は小学校への接続を考え、ひまわり幼稚園への給食提供も検討していく必要があります。

・送迎バスの運行

保護者が送迎を行うことで、送迎時に教職員と保護者、保護者と保護者の交流の機会が生まれ、幼稚園や家庭での子どもの様子の把握や保護者同士の情報交換が可能となります。そのため、当面、現在行っている保護者による送迎を継続します。しかし、今後、状況の変化がある場合は、送迎バスの運行を検討します。

【民間の幼児教育施設との調整】

- ・保護者のニーズへの対応の検討にあたっては、民間の幼児教育施設と調整を図りながら進めます。

3 待機児童解消のための対応

女性の社会進出の高まりにより、保育所の入所希望者は増加しており、待機児童の発生という課題も生じています。

本市では、保健福祉部局において、待機児童解消のため様々な施策に取り組んでいます。その一つとして、令和5年4月に、小規模保育事業所（※17）の開所を予定しており、これにより待機児童の解消が期待されています。

しかし、今後も女性の就業率が上がり、保育ニーズが高まっていくことが推測されます。本市において、保健福祉部局と教育委員会が連携し、全ての子育て家庭が安心して教育・保育を受けられる環境づくりが必要です。

《具体的な取組》

・将来的な認定こども園への移行検討

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せもっている施設です。

ひまわり幼稚園を認定こども園に移行することは、これまでひまわり幼稚園で行ってきた幼児教育を継続しながら、長時間の預かりも可能になり、保護者のニーズに対応することができます。

このことから、今後の保育需要の動向を踏まえ、保健福祉部局と連携をとりながら、将来的な認定こども園化の検討を進めていきます。

※17 小規模保育事業所：0歳から2歳までの乳幼児を対象に、利用定員6人から19人までの少人数で保育を行う事業所。

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進を図るため、「那珂市保幼小中連携協議会」において、進行管理を行います。

2 成果目標

基本施策に定めた各事業の進行を管理し、計画の推進を評価するため、5つの基本方針ごとに成果目標を設定します。

目標年度は、計画の最終年度である令和13年度とし、計画の中間年である令和8年度に中間目標を定めます。

基本方針1 教育内容の充実

成果目標	令和3年度 現状値	令和8年度 目標値	令和13年度 目標値
「子どもが幼稚園に行くことを楽しみにしている」と回答した保護者の割合	73.3%	83.0%	93.0%

【設定方法】

毎年2%の上昇を目指し、5年後の中間目標値を現状値の10%増の83%に、最終目標値を20%増の93%に設定します。

基本方針2 教職員の資質・能力の向上

成果目標	令和3年度 現状値	令和8年度 目標値	令和13年度 目標値
外部研修に自主的に参加する教職員の割合	52.9%	100.0%	100.0%

【設定方法】

全職員が外部研修に自主的に参加することを目指し、中間目標値、最終目標値ともに100%に設定します。

基本方針3 保幼小中連携の推進

成果目標	令和3年度 現状値	令和8年度 目標値	令和13年度 目標値
「10の姿を理解して教育を 実践している」とした幼児教 育施設と小中学校の教職員の 割合	55.6%	70.0%	85.0%

【設定方法】

毎年3%の上昇を目指し、中間目標値を現状値の15%増の70%に、最終目標値を30%増の85%に設定します。

基本方針4 センターの機能の充実

成果目標	令和3年度 現状値	令和8年度 目標値	令和13年度 目標値
ひまわり幼稚園が企画した研 修会において「役に立った」 と回答した幼児教育施設と小 中学校の教職員の割合	86.1%	89.0%	92.0%

【設定方法】

企画する多くの研修会が役立つ内容となるよう、中間目標を現状値の3%増の89%に、最終目標値を6%増の92%に設定します。

基本方針5 誰もが安心して活動できる環境づくり

成果目標	令和3年度 現状値	令和8年度 目標値	令和13年度 目標値
「先生は一人一人の子どもを 大切にしていると思う」と 回答した保護者の割合	89.5%	94.0%	98.0%

【設定方法】

ほぼすべての保護者に感じてもらうことを目指し、中間目標値を現状値の5%増の94%に、最終目標値を9%増の98%に設定します。

資料編

- ・ 那珂市幼稚園教育スマイルプラン策定経過
- ・ 令和３年度ひまわり幼稚園保護者アンケート
- ・ 令和３年度ひまわり幼稚園公開保育アンケート
- ・ 那珂市立幼稚園対策協議会要項
- ・ 那珂市立幼稚園対策協議会委員名簿
- ・ 那珂市保幼小中連携協議会設置要綱
- ・ 那珂市保幼小中連携協議会委員名簿

新規認可外保育施設について

標記の件につきまして、茨城県へ届出され、以下の内容のとおり事業開始となりましたので、報告いたします。

種 別	居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）
事業所の名称	キッズライン
設置主体	個人
代表者名	佐々木 梢
事業開始日	令和３年８月３０日
保育提供可能時間	８：００～２１：００
対象年齢	０歳（４か月）～１５歳